

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県各種商品小売業最低賃金専門部会 次 第

令和2年10月2日(金)

1 開 会

2 議 題

- (1) 各専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 各専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 各専門部会の日程調整について
- (5) 金額審議
- (6) その他

4 閉 会

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県各種商品小売業最低賃金専門部会 資料

令和2年10月2日(金)

No.1	各特定最低賃金専門部会委員名簿	…P.247
No.2	最低賃金法(昭和34.4.15法律137号)	…P.251
No.3	最低賃金審議会令(昭和34.5.4政令163号)	…P.259
No.4	各専門部会の運営規程(案)	…P.261
No.5	茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移	…P.270
No.6	賃金実態調査結果	
①	茨城県特定最低賃金4業種	
	産業別・規模別特性値及び未満率	…P.271
	第1・10分位数及び未満率の推移	…P.272
②	茨城県鉄鋼業最低賃金	
	総括表	…P.273
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P.276
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P.277
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P.278
③	茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	
	総括表	…P.279
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P.282
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P.283
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P.284
④	茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金	
	総括表	…P.285
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P.288
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P.289
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P.290
⑤	茨城県各種商品小売業最低賃金	
	総括表	…P.291
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P.294
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P.295
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P.296
No.7	2020年6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)日本銀行水戸事務所	…P.297
No.8	茨城県金融経済概況(2020年9月7日)日本銀行水戸事務所	…P.301
No.9	県内の雇用情勢の概況(令和2年7月)	…P.314
No.10	茨城県及び全国の指標	…P.328
No.11	令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)	…P.330
No.12	茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文	…P.335
No.13	令和2年度特定最低賃金決定状況	…P.336

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

茨城労働局

区分	氏名	現職
公益 代表	井出 晃哉	井出法律事務所 所長
	清山 玲	茨城大学人文社会科学部 教授
	文堂 弘之	常磐大学総合政策学部 教授
労働者 代表	高木 英見	連合茨城事務局 局長
	山田 誠	日鉄大径鋼管労働組合 組合長
	山中 俊典	基幹労連茨城県本部事務局 局長
使用者 代表	太田 慶樹	大丸鐵興株式会社 代表取締役 CEO
	加藤 祐一	一般社団法人茨城県経営者協会 専務理事
	築瀬 剛	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区 総務部上席主幹 兼 労働・購買部上席主幹

◎ 部会長 ○ 部会長代理 ☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	井 出 晃 哉	井 所 出 法 律 事 務 所 長
	申 美 花	茨 城 キ リ ス ト 教 大 学 経 営 学 部 授
	宮 崎 忠 恒	茨 城 大 学 人 文 社 会 科 学 部 授
労働者 代表	紀 野 光 博	コ マ ツ ユ ニ オ ン 茨 城 支 部 長
	武 内 範 雄	工 機 労 働 組 合 執 行 委 員 長
	宮 下 有 一	J A M 北 関 東 常 任 執 行 委 員 長
使用者 代表	谷 口 啓 介	キ ヤ ノ ン 株 式 会 社 社 長
	西 野 信 弘	株 式 会 社 西 野 精 器 製 作 所 長
	舟 木 健 生	株 式 会 社 舟 木 電 業 社 社 長

◎ 部会長 ○ 部会長代理 ☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	申 美 花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	田 中 泉	茨城大学人文社会科学部教授
	細谷 あけみ	株式会社茨城新聞社長 地域連携室
労働者 代表	大 森 玄 則	電機連合茨城地方協議会事務局長
	下 向 省 吾	日立ビルシステム労働組合 水戸支部執行委員長
	菅 原 功	ルネサスグループ労働組合連合会 那珂地区支部支部長
使用者 代表	磯 崎 寛 也	茨城電機工業株式会社社長 代表取締役
	蘭 武 志	茨城県中小企業団体中央会 専務理事
	水 出 浩 司	株式会社日立製作所エネルギービジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長

◎ 部会長 ○ 部会長代理 ☆署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	清 山 玲	茨城大学人文社会科学部教授
	田 中 泉	茨城大学人文社会科学部教授
	細 谷 あけみ	株式会社茨城新聞社長 地域連携室
労働者 代表	黒 澤 一 仁	UAゼンセンカスミユニオン 中央執行委員 長
	中 岡 誠 一	UAゼンセン茨城県支部次長
	南 雲 達 馬	UAゼンセン水戸京成百貨店労働組合 執行委員 長
使用者 代表	瓜 田 広	株式会社水戸京成百貨店 取締役 経理部 長
	永 井 教 子	株式会社永井ガラス 代表取締役
	渡 邊 敏 幸	株式会社カスミ 人事総務部マネージャー

◎ 部会長

○ 部会長代理

☆署名者

I 関係法令等

1 最低賃金法

昭和34. 4.15法律137号
 改正 昭和43. 6. 3法律 90号
 改正 昭和44. 7.18法律 64号
 改正 昭和45. 5.16法律 60号
 改正 昭和55.11.19法律 85号
 改正 昭和58.12. 2法律 78号
 改正 昭和59. 5. 8法律 25号
 改正 昭和60. 6. 8法律 56号
 改正 平成 4. 6. 3法律 67号
 改正 平成10. 9.30法律112号
 改正 平成11. 7.16法律 87号
 改正 平成11. 7.16法律102号
 改正 平成11.12.22法律160号
 改正 平成13. 4.25法律 35号
 改正 平成14. 5.31法律 54号
 改正 平成19.12. 5法律129号
 改正 平成20. 5. 2法律 26号
 改正 平成24. 4. 6法律 27号
 (施行 平成24.10. 1)

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 最低賃金

第1節 総則 (第3条-第8条)

第2節 地域別最低賃金 (第9条-第14条)

第3節 特定最低賃金 (第15条-第19条)

第3章 最低賃金審議会 (第20条-第26条)

第4章 雑則 (第27条-第38条)

第5章 罰則 (第39条-第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 二 使用者 労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

第2章 最低賃金

第1節 総則

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。)は、時間によって定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。

- 一 1月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第1項及び第2項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第5条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

(最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第4条第1項及び第40条の規定の適用があるものとする。

(最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

(周知義務)

第8条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第2節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第11条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第13条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第1項に規定する派遣中の労働者（第18条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項に規定する派遣先の事業をいう。第18条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用す

る。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3節 特定最低賃金

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第2項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて差し止し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第10条第2項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第17条 第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第18条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第19条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第15条第2項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第2項及び第17条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3章 最低賃金審議会

(設置)

第20条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

(権限)

第21条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

(組織)

第22条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(委員)

第23条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

- 6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 雑則

(援助)

第27条 政府は、使用者及び労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第28条 厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第29条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第30条 第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局長の管轄区域にわたる事業及び1の都道府県労働局長の管轄区域内のみに係る事業で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、1の都道府県労働局長の管轄区域内のみに係る事業（厚生労働大臣の職権に属する事業を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不相当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かななければならない。

4 第10条第2項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第31条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第32条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

の規定による司法警察員の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第34条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第35条 第6条第2項、第2章第2節、第16条及び第17条の規定は、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第3条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第7条第4号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第19条第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「同条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項及び第35条第7項」と、第30条第1項中「第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「都道府県労働局長の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第3項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第10条第2項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第15条第2項又はこの条第3項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第89条第1項に規定する乗組み派遣船員については、その

船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

第36条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。

第37条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 第25条第5項及び第6項の規定は、交通政策審議会等について準用する。

(省令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 罰則

第39条 第34条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）

二 第29条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成24年4月6日法律第27号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 最低賃金審議会令

昭和34. 5. 4政令163号
 改正 昭和35. 6. 20政令162号
 改正 昭和45. 5. 30政令151号
 改正 平成11. 12. 3政令399号
 改正 平成12. 5. 7政令309号
 改正 平成13. 9. 27政令317号
 改正 平成17. 9. 30政令306号
 改正 平成20. 4. 25政令151号
 改正 平成22. 8. 4政令178号
 改正 平成28. 6. 17政令238号
 (施行 平成28. 6. 21)

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第25条第1項に規定する事項及び同条第2項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第4条第2項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をい

う。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。))及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。))の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。))の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

(案)

茨城地方最低賃金審議会
鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県鉄鋼業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

茨城地方最低賃金審議会

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又

は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

茨城地方最低賃金審議会

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器

具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

茨城地方最低賃金審議会
各種商品小売業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会各種商品小売業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 ~~専門部会委員~~部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の

説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報^の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県各種商品小売業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
県最賃	時間額引上額引上率	678	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851
		2	12	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2
		0.30	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
発効日		10.8	10.16	10.8	10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
鉄鋼業	時間額引上額引上率	785	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	
		3	8	6	6	13	16	17	20	21	24	27	
		0.38	1.02	0.76	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額引上額引上率	772	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	
		3	6	5	6	9	13	14	16	18	21	25	
		0.39	0.78	0.64	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額引上額引上率	765	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	
		3	7	4	6	11	13	15	16	18	22	24	
		0.39	0.92	0.52	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額引上額引上率	737	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	
		3	7	6	6	11	13	15	16	17	21	22	
		0.41	0.95	0.81	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	

令和2年度賃金等実態調査結果

産業別特性値及び未満率

区分	第1・20分位数				第1・10分位数				中位数				未満率	
	R1年	R2年	増減額	増減率	R1年	R2年	増減額	増減率	R1年	R2年	増減額	増減率	R1年	R2年
県最賃適用産業計	825	850	25	3.03	850	865	15	1.76	1,100 (1,303)	1,130 (1,324)	30 (21)	2.73 (1.61)	1.68	1.50
鉄鋼業	976	987	11	1.13	1,073	1,043	△30	△2.80	1,486 (1,567)	1,461 (1,547)	△25 (△20)	△1.68 (△1.78)	2.55	2.60
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	886	860	△26	△2.93	960	944	△16	△1.67	1,382 (1,597)	1,410 (1,521)	28 (△76)	2.03 (△4.78)	4.43	7.80
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	877	865	△12	△1.37	900	910	10	1.11	1,319 (1,547)	1,330 (1,443)	11 (△104)	0.83 (△6.72)	2.75	7.60
各種商品小売業	610	849	239	39.18	830	849	19	2.29	830 (1,037)	850 (1,037)	20 (0)	2.41 (0.00)	50.20	83.30

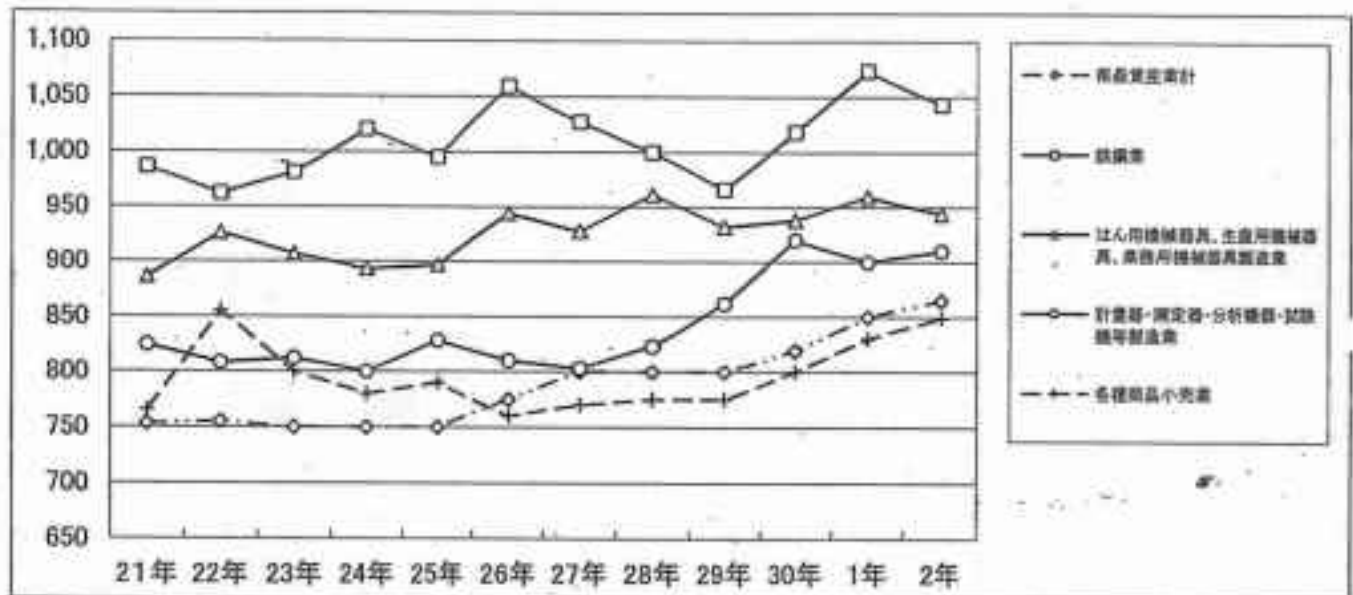
() は、時間当たり平均賃金額

規模別特性値及び未満率

	規模(人)	鉄鋼業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業		各種商品小売業	
		R1年	R2年	R1年	R2年	R1年	R2年	R1年	R2年
第1・20分位数(円)	1~9	822	1,000	830	850	850	161	610	849
	10~29	936	969	860	867	850	850	950	0
	30~99	1,075	980	940	900	880	907		
	計	976	987	886	860	877	865	610	849
第1・10分位数(円)	1~9	850	1,107	900	900	900	766	611	849
	10~29	1,000	1,049	920	902	880	860	950	0
	30~99	1,163	1,038	1,015	990	910	952		
	計	1,073	1,043	960	944	900	910	830	849
未満率(%)	1~9	10.70	0.00	8.23	10.60	9.44	16.40	79.17	83.30
	10~29	4.50	2.80	6.21	10.10	7.59	14.40	0.00	0.00
	30~99	0.24	3.00	1.89	5.40	0.52	3.80		
	計	2.55	2.60	4.43	7.80	2.75	7.60	50.20	83.30

4業種の“第1・10分位数の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
県産資産業計	753	755	750	750	750	775	800	800	800	819	850	865
鉄鋼業	986	962	981	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	886	926	907	893	897	944	928	961	932	938	960	944
計量器・測定器・分析機器・試験機等製造業	824	808	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910
各種商品小売業	765	855	800	780	790	760	770	775	775	800	830	849



4業種の未満率の推移

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
県産資産業計	1.80	0.84	0.49	0.85	0.48	0.94	1.01	1.00	1.74	1.52	1.68	1.50
鉄鋼業	0.23	2.20	0.44	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	4.36	1.05	1.51	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80
計量器・測定器・分析機器・試験機等製造業	4.62	5.32	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.60
各種商品小売業	2.58	0.00	1.04	1.00	0.00	10.08	13.56	12.28	47.50	29.16	50.20	83.30

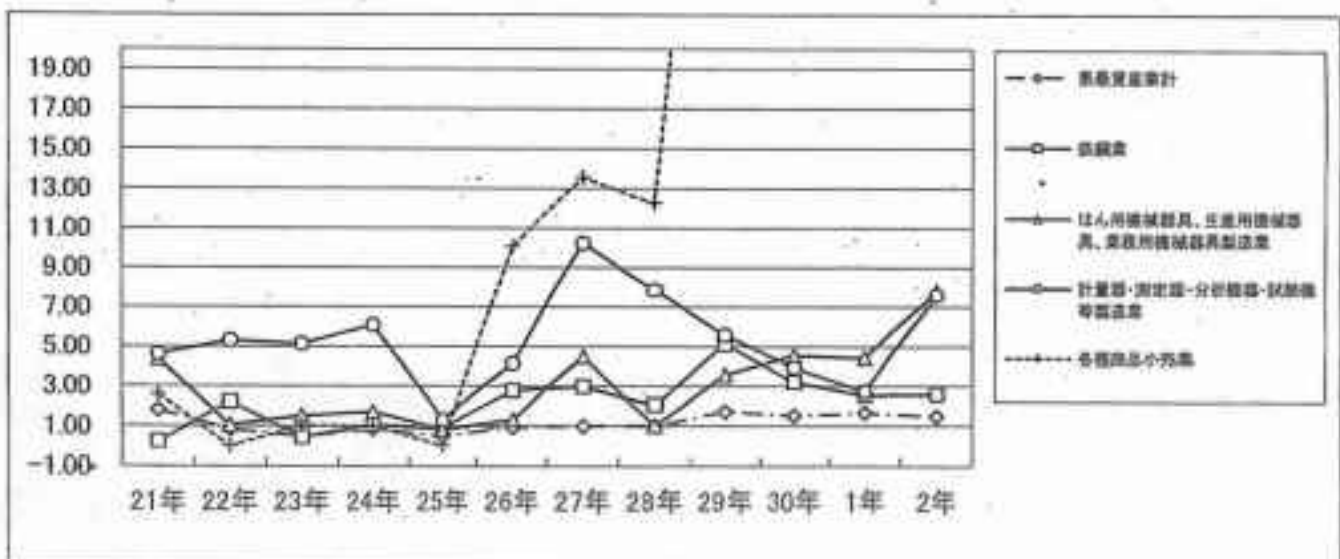


表1 (1) (2) 地区 - 地区別人口構成表(年齢別、性別別、地域別、世帯別)

表1 (1) (2) 地区 - 地区別人口構成表(年齢別、性別別、地域別、世帯別)

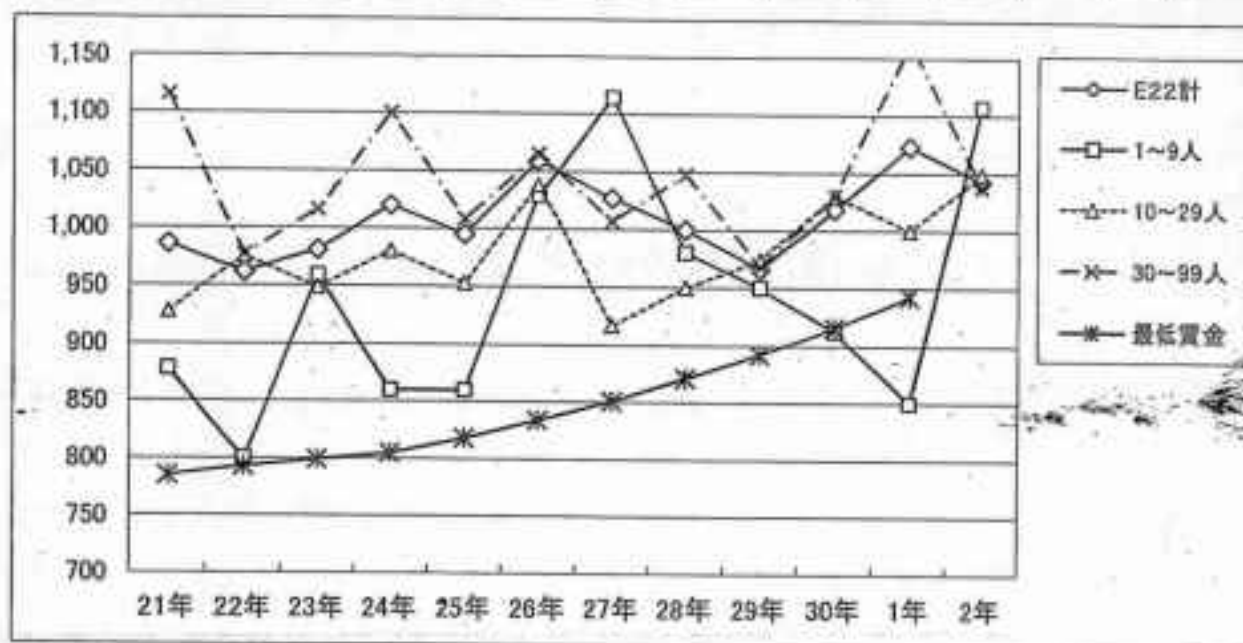
表1 (1) (2) 地区 - 地区別人口構成表(年齢別、性別別、地域別、世帯別)

項目	性別	年齢別				合計	性別	年齢別				合計	性別	年齢別				合計
		1-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳			1-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳			1-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳	
計	3,000	204	813	1,249	2,266	2,568	16	185	1,805	200	1,529	3	3	3	3	3		
男	40	1	1	33	45	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
女	3,000	204	813	1,249	2,266	2,568	13	182	1,805	197	1,529	1	1	1	1	1		
0-4歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
5-9歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
10-14歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
15-19歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
20-24歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
25-29歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
30-34歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
35-39歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
40-44歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
45-49歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
50-54歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
55-59歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
60-64歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
65-69歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
70-74歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
75-79歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
80-84歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
85-89歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
90-94歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
95-99歳	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		
100歳以上	40	7	7	23	47	49	3	3	34	3	34	2	2	2	2	2		

857	852	10	6	24	40	70						10	11	11
		(3.0)	(2.0)	(3.0)	(3.2)	(3.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
858	858	70	6	24	40	70						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(3.0)	(3.2)	(3.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
859	859	70	6	24	40	70						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(3.0)	(3.2)	(3.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
860	860	11	6	24	47	77						10	10	11
		(2.7)	(2.0)	(3.0)	(3.8)	(3.7)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
861	861	80	6	28	47	80						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(3.8)	(3.8)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
862	862	88	6	28	50	84						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(4.1)	(4.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
863	863	88	6	28	50	84						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(4.1)	(4.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
864	864	88	6	28	50	84						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(4.1)	(4.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
865	865	88	6	28	50	84						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(4.1)	(4.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
866	866	88	6	28	50	84						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(4.1)	(4.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
867	867	88	6	28	50	84						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(4.1)	(4.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
868	868	88	6	28	50	84						10	10	11
		(3.0)	(2.0)	(4.0)	(4.1)	(4.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
869	869	87	6	21	50	87						10	10	11
		(4.2)	(2.0)	(3.0)	(4.0)	(4.2)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
870	870	87	6	21	50	87						10	10	11
		(4.2)	(2.0)	(3.0)	(4.0)	(4.2)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
871	871	87	6	21	50	87						10	10	11
		(4.2)	(2.0)	(3.0)	(4.0)	(4.2)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
872	872	87	6	21	50	87						10	10	11
		(4.2)	(2.0)	(3.0)	(4.0)	(4.2)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
873	873	87	6	21	50	87						10	10	11
		(4.2)	(2.0)	(3.0)	(4.0)	(4.2)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
874	874	87	6	21	50	87						10	10	11
		(4.2)	(2.0)	(3.0)	(4.0)	(4.2)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
875	875	87	6	21	50	87						10	10	11
		(4.2)	(2.0)	(3.0)	(4.0)	(4.2)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
876	876	84	6	21	57	84						10	10	11
		(4.5)	(2.0)	(3.0)	(4.8)	(4.5)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
877	877	84	6	21	57	84						10	10	11
		(4.5)	(2.0)	(3.0)	(4.8)	(4.5)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
878	878	87	6	21	58	87						10	10	11
		(4.3)	(2.0)	(3.0)	(4.6)	(4.3)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
879	879	87	6	21	58	87						10	10	11
		(4.3)	(2.0)	(3.0)	(4.6)	(4.3)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
880	880	206	6	21	63	106						10	10	11
		(4.8)	(2.0)	(3.0)	(5.1)	(4.8)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
881	881	204	6	21	63	104						10	10	11
		(4.8)	(2.0)	(3.0)	(5.1)	(4.8)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
882	882	104	6	21	63	104						10	10	11
		(5.0)	(2.0)	(3.0)	(5.4)	(5.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
883	883	104	6	21	67	104						10	10	11
		(5.0)	(2.0)	(3.0)	(5.4)	(5.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)
884	884	104	6	21	67	104						10	10	11
		(5.0)	(2.0)	(3.0)	(5.4)	(5.0)						(3.0)	(3.0)	(8.1)

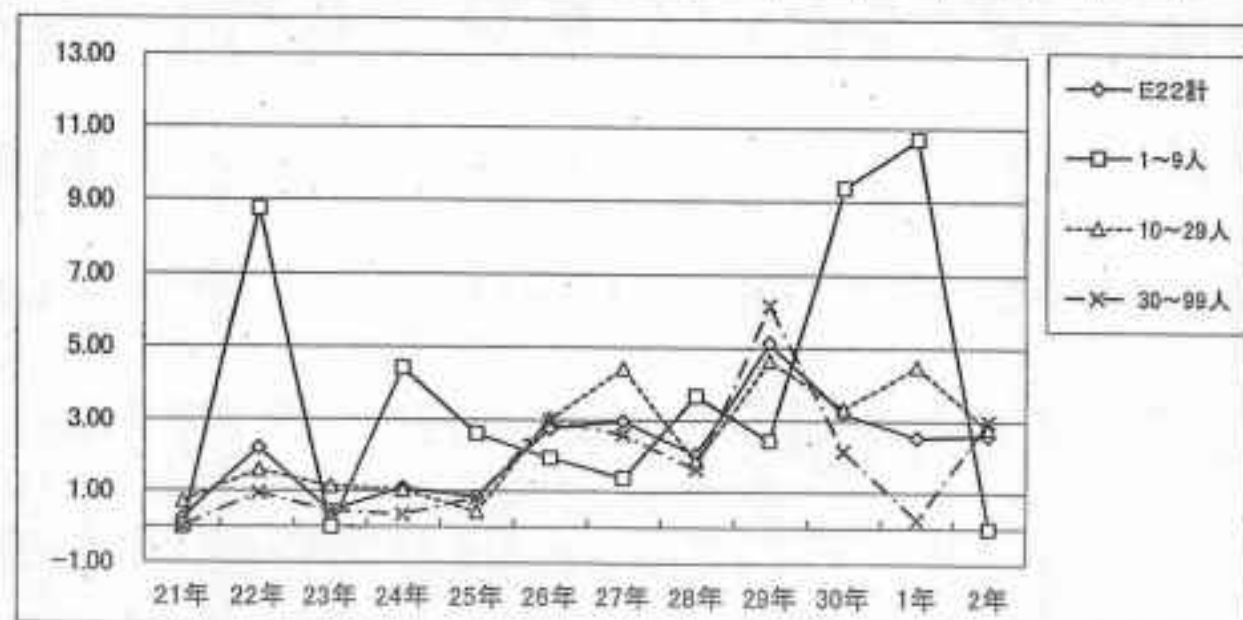
鉄鋼業の“第1・10分位数と最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E22計	986	962	981	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043
1~9人	878	800	959	880	860	1,029	1,114	980	950	913	850	1,107
10~29人	928	975	949	980	953	1,038	917	950	974	1,030	1,000	1,049
30~99人	1,116	977	1,016	1,100	1,008	1,065	1,007	1,048	968	1,030	1,163	1,038
最低賃金	785	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	



鉄鋼業の未満率の推移

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E22計	0.23	2.20	0.44	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60
1~9人	0.00	8.76	0.00	4.42	2.62	1.93	1.38	3.68	2.44	9.36	10.70	0.00
10~29人	0.71	1.57	1.13	1.04	0.43	3.04	4.42	1.86	4.65	3.34	4.50	2.80
30~99人	0.00	0.94	0.45	0.34	0.82	2.99	2.61	1.64	6.16	2.16	0.24	3.00



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表					
件名		茨城県鉄鋼業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額		943円	
未 満 率		2.6%			
項番	時 間 額			影響率(%)	未満労働者数(人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	943	2.6	54
2	1	0.11	944	2.6	54
3	2	0.21	945	2.6	54
4	3	0.32	946	2.6	54
5	4	0.42	947	2.6	54
6	5	0.53	948	2.6	54
7	6	0.64	949	2.6	54
8	7	0.74	950	2.6	54
9	8	0.85	951	3.0	61
10	9	0.95	952	3.0	61
11	10	1.06	953	3.3	67
12	11	1.17	954	3.3	67
13	12	1.27	955	3.3	67
14	13	1.38	956	3.3	67
15	14	1.48	957	3.4	70
16	15	1.59	958	3.4	70
17	16	1.70	959	3.4	70
18	17	1.80	960	3.4	70
19	18	1.91	961	3.8	77
20	19	2.01	962	3.9	80
21	20	2.12	963	4.1	84
22	21	2.23	964	4.1	84
23	22	2.33	965	4.1	84
24	23	2.44	966	4.1	84
25	24	2.55	967	4.1	84
26	25	2.65	968	4.1	84
27	26	2.76	969	4.1	84
28	27	2.86	970	4.3	87
29	28	2.97	971	4.3	87
30	29	3.08	972	4.3	87
31	30	3.18	973	4.3	87

(令和2年度基礎調査データ)

鉄鋼業

労働者数(人)

300

200

100

40

11

1818172024

254

222

179

156

110

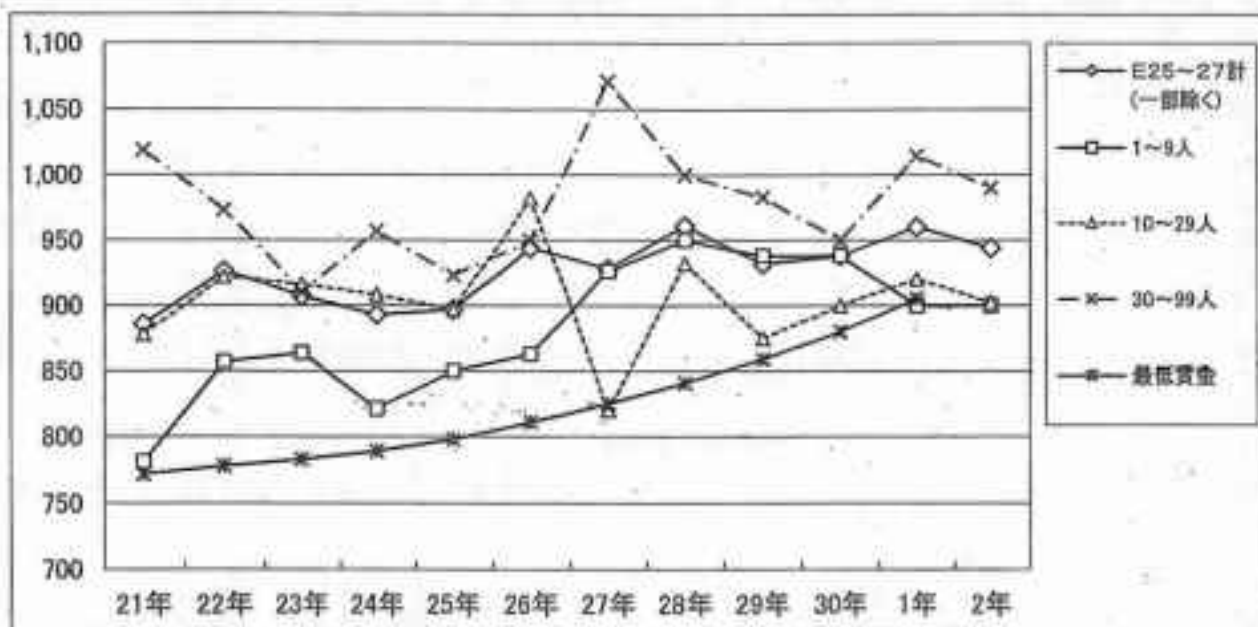
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
1000
1001
1002
1003
1004
1005
1010
1011
1012
1013
1025
1033
1183
1184
1223
1233
1235
1236
1435
1436
1500

時間当り所定内賃金額(円)

労働者代表者選出 (3年連続)	合計		職種別			職別別			年齢別			17歳以下	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45歳以上	
	人数	平均	1-9人	10-29人	30-99人	事務	製造	その他	17歳以下	18-19歳	20-24歳									25-29歳
計	8,312	1,482	2,071	4,208	8,312	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	
01	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
02	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
03	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
04	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
05	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
06	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
07	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
08	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
09	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
10	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
11	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
12	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
13	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
14	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
15	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
16	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
17	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
18	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374

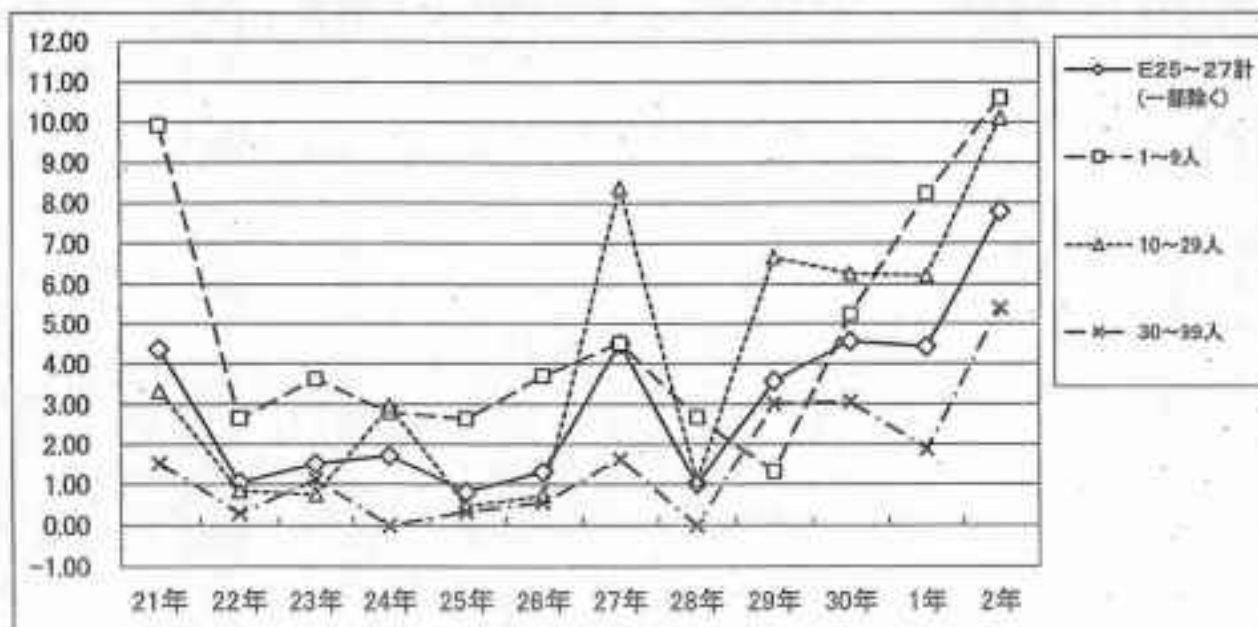
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の“第1・10分位数、最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E25～27計(一部除く)	886	926	907	893	897	944	928	961	932	938	960	944
1～9人	781	857	864	821	850	863	926	950	938	938	900	900
10～29人	878	922	916	908	897	982	820	932	875	900	920	902
30～99人	1,019	973	910	957	923	950	1,071	1,000	983	950	1,015	990
最低賃金	772	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	



はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の未満率の推移

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E25～27計(一部除く)	4.36	1.05	1.51	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80
1～9人	9.92	2.66	3.62	2.81	2.64	3.70	4.51	2.88	1.31	5.24	8.23	10.60
10～29人	3.32	0.84	0.75	2.95	0.47	0.72	8.37	1.10	6.67	6.26	6.21	10.10
30～99人	1.52	0.30	1.12	0.00	0.34	0.56	1.63	0.00	3.02	3.07	1.89	5.40

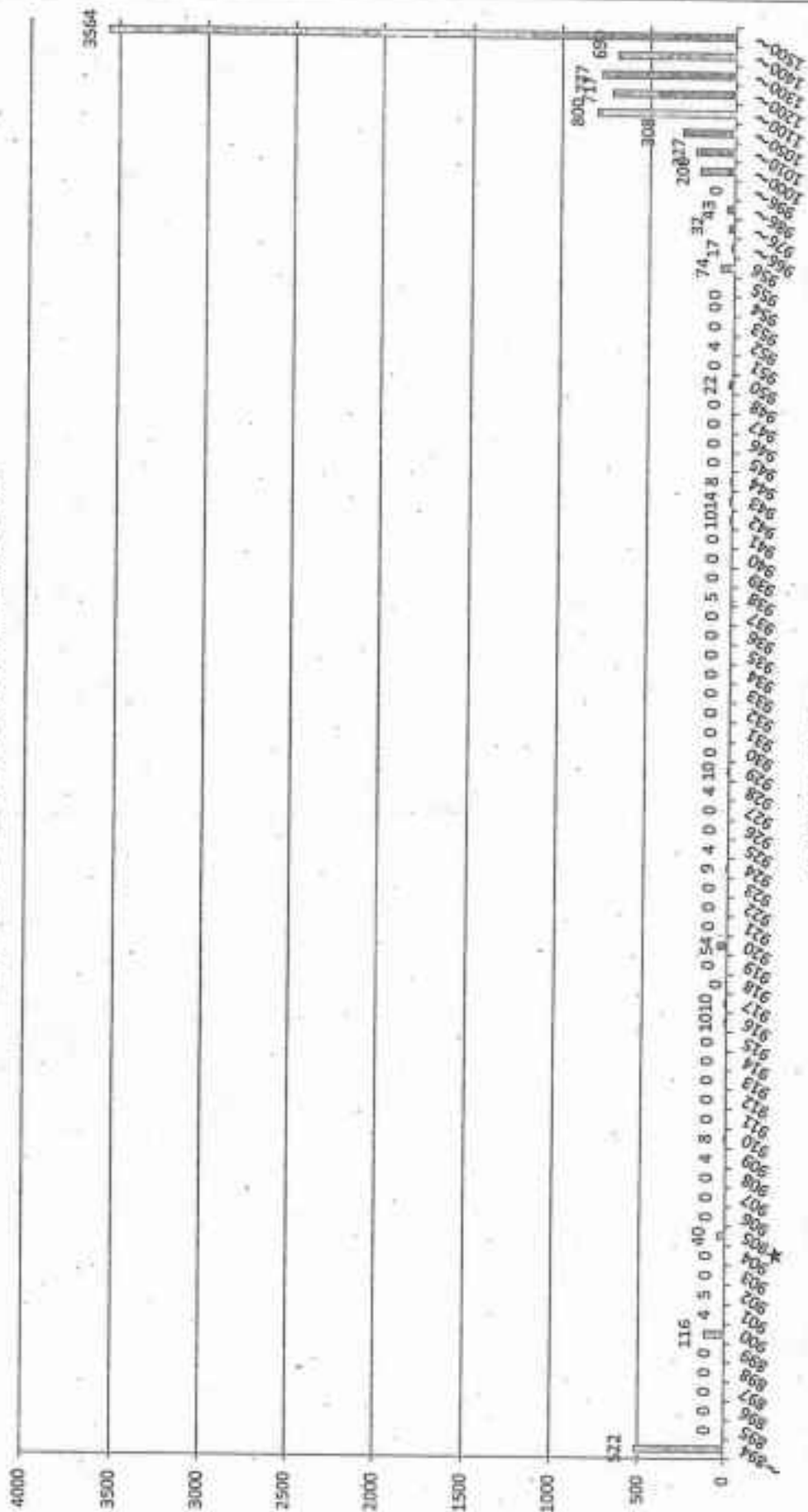


最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額	905円		
未 満 率		7.8%			
項 番	時 間 額			影響率(%)	未 満 労 働 者 数 (人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	905	8.1	647
2	1	0.11	906	8.3	687
3	2	0.22	907	8.6	687
4	3	0.33	908	8.6	687
5	4	0.44	909	8.7	691
6	5	0.55	910	8.8	699
7	6	0.66	911	8.8	699
8	7	0.77	912	8.8	699
9	8	0.88	913	8.8	699
10	9	0.99	914	8.8	699
11	10	1.10	915	8.8	699
12	11	1.22	916	8.8	699
13	12	1.33	917	8.9	709
14	13	1.44	918	9.0	719
15	14	1.55	919	9.0	719
16	15	1.66	920	9.0	719
17	16	1.77	921	9.7	773
18	17	1.88	922	9.7	773
19	18	1.99	923	9.7	773
20	19	2.10	924	9.7	773
21	20	2.21	925	9.8	782
22	21	2.32	926	9.9	786
23	22	2.43	927	9.9	786
24	23	2.54	928	9.9	786
25	24	2.65	929	9.9	786
26	25	2.76	930	9.9	790
27	26	2.87	931	10.1	800
28	27	2.98	932	10.1	800
29	28	3.09	933	10.1	800
30	29	3.20	934	10.1	800
31	30	3.31	935	10.1	800

(令和2年度基礎調査データ)

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業



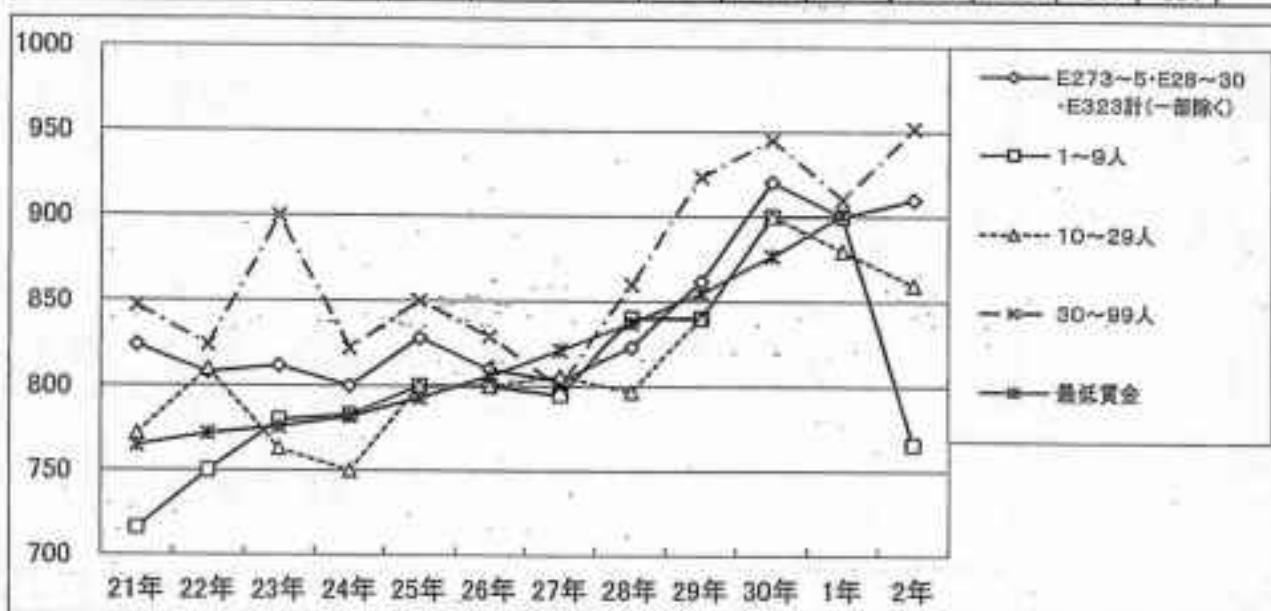
時間出り所定内賃金額(円)

815 -	815	1,278	223	511	339	1,270					8	874	173	255
		(10.0)	(24.7)	(18.0)	(7.8)	(16.6)					(3.1)	(3.4)	(12.4)	(24.3)
816 -	816	1,278	223	511	339	1,270						874	173	255
		(18.6)	(20.7)	(18.0)	(7.8)	(16.6)					(3.0)	(3.4)	(12.4)	(24.3)
817 -	817	1,282	223	514	339	1,282						880	173	258
		(11.3)	(20.7)	(18.4)	(7.8)	(16.6)					(7.2)	(3.0)	(12.4)	(24.3)
818 -	818	1,286	229	524	339	1,286						888	173	258
		(11.3)	(25.4)	(18.4)	(7.8)	(16.6)					(7.2)	(3.0)	(12.4)	(24.3)
819 -	819	1,296	230	535	339	1,296						888	173	258
		(11.2)	(21.4)	(18.5)	(7.8)	(16.6)					(7.1)	(3.0)	(12.4)	(24.3)
820	820	1,305	239	561	382	1,305						903	179	273
		(12.0)	(21.4)	(25.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
821	821	1,401	238	581	382	1,401						903	179	273
		(13.1)	(20.3)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
822	822	1,482	238	581	382	1,482						903	179	273
		(11.1)	(20.4)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
823	823	1,434	238	581	381	1,434						903	179	273
		(11.0)	(22.1)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
824	824	1,404	238	581	388	1,404						904	173	255
		(11.3)	(22.1)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
825	825	1,425	238	581	388	1,425						904	173	255
		(12.3)	(22.4)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
826	826	1,424	233	581	388	1,424						904	173	255
		(12.3)	(22.4)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
827	827	1,424	233	581	388	1,424						904	173	255
		(12.3)	(22.1)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
828	828	1,432	246	581	388	1,432						904	173	255
		(11.3)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
829	829	1,444	246	581	388	1,444						904	173	255
		(11.0)	(21.4)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
830	830	1,474	244	600	388	1,474						904	173	255
		(11.7)	(22.4)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
831	831	1,414	244	600	388	1,414						904	173	255
		(11.7)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
832	832	1,434	246	600	388	1,434						904	173	255
		(12.7)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
833	833	1,424	246	600	388	1,424						904	173	255
		(12.9)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
834	834	1,424	246	600	388	1,424						904	173	255
		(12.9)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
835	835	1,444	246	600	388	1,444						904	173	255
		(12.0)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
836	836	1,474	246	600	388	1,474						904	173	255
		(12.7)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
837	837	1,474	246	600	388	1,474						904	173	255
		(12.7)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
838	838	1,504	246	600	388	1,504						904	173	255
		(13.4)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
839	839	1,504	246	600	388	1,504						904	173	255
		(13.4)	(22.0)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
840	840	1,537	246	612	388	1,537						904	173	255
		(13.0)	(24.3)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
841	841	1,543	246	612	388	1,543						904	173	255
		(13.0)	(24.3)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)
842	842	1,587	246	612	388	1,587						904	173	255
		(13.1)	(24.3)	(26.4)	(7.4)	(22.0)					(7.8)	(11.3)	(16.6)	(24.7)

803	845	1.887	163	832	678	1.681					24	1.111	181	879
804	846	1.888	164	833	679	1.682					25	1.112	182	880
805	847	1.889	165	834	680	1.683					26	1.113	183	881
806	848	1.890	166	835	681	1.684					27	1.114	184	882
807	849	1.891	167	836	682	1.685					28	1.115	185	883
808	850	1.892	168	837	683	1.686					29	1.116	186	884
809	851	1.893	169	838	684	1.687					30	1.117	187	885
810	852	1.894	170	839	685	1.688					31	1.118	188	886
811	853	1.895	171	840	686	1.689					32	1.119	189	887
812	854	1.896	172	841	687	1.690					33	1.120	190	888
813	855	1.897	173	842	688	1.691					34	1.121	191	889
814	856	1.898	174	843	689	1.692					35	1.122	192	890
815	857	1.899	175	844	690	1.693					36	1.123	193	891
816	858	1.900	176	845	691	1.694					37	1.124	194	892
817	859	1.901	177	846	692	1.695					38	1.125	195	893
818	860	1.902	178	847	693	1.696					39	1.126	196	894
819	861	1.903	179	848	694	1.697					40	1.127	197	895
820	862	1.904	180	849	695	1.698					41	1.128	198	896
821	863	1.905	181	850	696	1.699					42	1.129	199	897
822	864	1.906	182	851	697	1.700					43	1.130	200	898
823	865	1.907	183	852	698	1.701					44	1.131	201	899
824	866	1.908	184	853	699	1.702					45	1.132	202	900
825	867	1.909	185	854	700	1.703					46	1.133	203	901
826	868	1.910	186	855	701	1.704					47	1.134	204	902
827	869	1.911	187	856	702	1.705					48	1.135	205	903
828	870	1.912	188	857	703	1.706					49	1.136	206	904
829	871	1.913	189	858	704	1.707					50	1.137	207	905
830	872	1.914	190	859	705	1.708					51	1.138	208	906
831	873	1.915	191	860	706	1.709					52	1.139	209	907
832	874	1.916	192	861	707	1.710					53	1.140	210	908
833	875	1.917	193	862	708	1.711					54	1.141	211	909
834	876	1.918	194	863	709	1.712					55	1.142	212	910
835	877	1.919	195	864	710	1.713					56	1.143	213	911
836	878	1.920	196	865	711	1.714					57	1.144	214	912
837	879	1.921	197	866	712	1.715					58	1.145	215	913
838	880	1.922	198	867	713	1.716					59	1.146	216	914
839	881	1.923	199	868	714	1.717					60	1.147	217	915
840	882	1.924	200	869	715	1.718					61	1.148	218	916
841	883	1.925	201	870	716	1.719					62	1.149	219	917
842	884	1.926	202	871	717	1.720					63	1.150	220	918
843	885	1.927	203	872	718	1.721					64	1.151	221	919
844	886	1.928	204	873	719	1.722					65	1.152	222	920
845	887	1.929	205	874	720	1.723					66	1.153	223	921
846	888	1.930	206	875	721	1.724					67	1.154	224	922
847	889	1.931	207	876	722	1.725					68	1.155	225	923
848	890	1.932	208	877	723	1.726					69	1.156	226	924
849	891	1.933	209	878	724	1.727					70	1.157	227	925
850	892	1.934	210	879	725	1.728					71	1.158	228	926
851	893	1.935	211	880	726	1.729					72	1.159	229	927
852	894	1.936	212	881	727	1.730					73	1.160	230	928
853	895	1.937	213	882	728	1.731					74	1.161	231	929
854	896	1.938	214	883	729	1.732					75	1.162	232	930
855	897	1.939	215	884	730	1.733					76	1.163	233	931
856	898	1.940	216	885	731	1.734					77	1.164	234	932
857	899	1.941	217	886	732	1.735					78	1.165	235	933
858	900	1.942	218	887	733	1.736					79	1.166	236	934
859	901	1.943	219	888	734	1.737					80	1.167	237	935
860	902	1.944	220	889	735	1.738					81	1.168	238	936
861	903	1.945	221	890	736	1.739					82	1.169	239	937
862	904	1.946	222	891	737	1.740					83	1.170	240	938
863	905	1.947	223	892	738	1.741					84	1.171	241	939
864	906	1.948	224	893	739	1.742					85	1.172	242	940
865	907	1.949	225	894	740	1.743					86	1.173	243	941
866	908	1.950	226	895	741	1.744					87	1.174	244	942
867	909	1.951	227	896	742	1.745					88	1.175	245	943
868	910	1.952	228	897	743	1.746					89	1.176	246	944
869	911	1.953	229	898	744	1.747					90	1.177	247	945
870	912	1.954	230	899	745	1.748					91	1.178	248	946
871	913	1.955	231	900	746	1.749					92	1.179	249	947
872	914	1.956	232	901	747	1.750					93	1.180	250	948
873	915	1.957	233	902	748	1.751					94	1.181	251	949
874	916	1.958	234	903	749	1.752					95	1.182	252	950
875	917	1.959	235	904	750	1.753					96	1.183	253	951
876	918	1.960	236	905	751	1.754					97	1.184	254	952
877	919	1.961	237	906	752	1.755					98	1.185	255	953
878	920	1.962	238	907	753	1.756					99	1.186	256	954
879	921	1.963	239	908	754	1.757					100	1.187	257	955
880	922	1.964	240	909	755	1.758					101	1.188	258	956
881	923	1.965	241	910	756	1.759					102	1.189	259	957
882	924	1.966	242	911	757	1.760					103	1.190	260	958
883	925	1.967	243	912	758	1.761					104	1.191	261	959
884	926	1.968	244	913	759	1.762					105	1.192	262	960
885	927	1.969	245	914	760	1.763					106	1.193	263	961
886	928	1.970	246	915	761	1.764					107	1.194	264	962
887	929	1.971	247	916	762	1.765					108	1.195	265	963
888	930	1.972	248	917	763	1.766					109	1.196	266	964
889	931	1.973	249	918	764	1.767					110	1.197	267	965
890	932	1.974	250	919	765	1.768					111	1.198	268	966
891	933	1.975	251	920	766	1.769					112	1.199	269	967
892	934	1.976	252	921	767	1.770					113	1.200	270	968
893	935	1.977	253	922	768	1.771					114	1.201	271	969
894	936	1.978	254	923	769	1.772					115	1.202	272	970
895	937	1.979	255	924	770	1.773					116	1.203	273	971
896	938	1.980	256	925	771	1.774					117	1.204	274	972
897	939	1.981	257	926	772	1.775					118	1.205	275	973
898	940	1.982	258	927	773	1.776					119	1.206	276	974
899	941	1.983	259	928	774	1.777					120	1.207	277	975
900	942	1.984	260	929	775	1.778					121	1.208	278	976
901	943	1.985	261	930	776	1.779					122	1.209	279	977
902	944	1.986	262	931	777	1.780					123	1.210	280	978
903	945	1.987	263	932	778	1.781					124	1.211	281	979
904	946	1.988	264	933	779	1.782					125	1.212	282	980
905	947	1.989	265	934	780	1.783					126	1.213	283	981
906	948	1.990	266	935	781	1.784					127	1.214	284	982
907	949	1.991	267	936	782	1.785					128	1.215	285	983
908	950	1.992	268	937	783	1.786					129	1.216	286	984
909	951	1.993	269	938	784	1.787					130	1.217	287	985
910	952	1.994	270	939	785	1.788					131	1.218	288	986

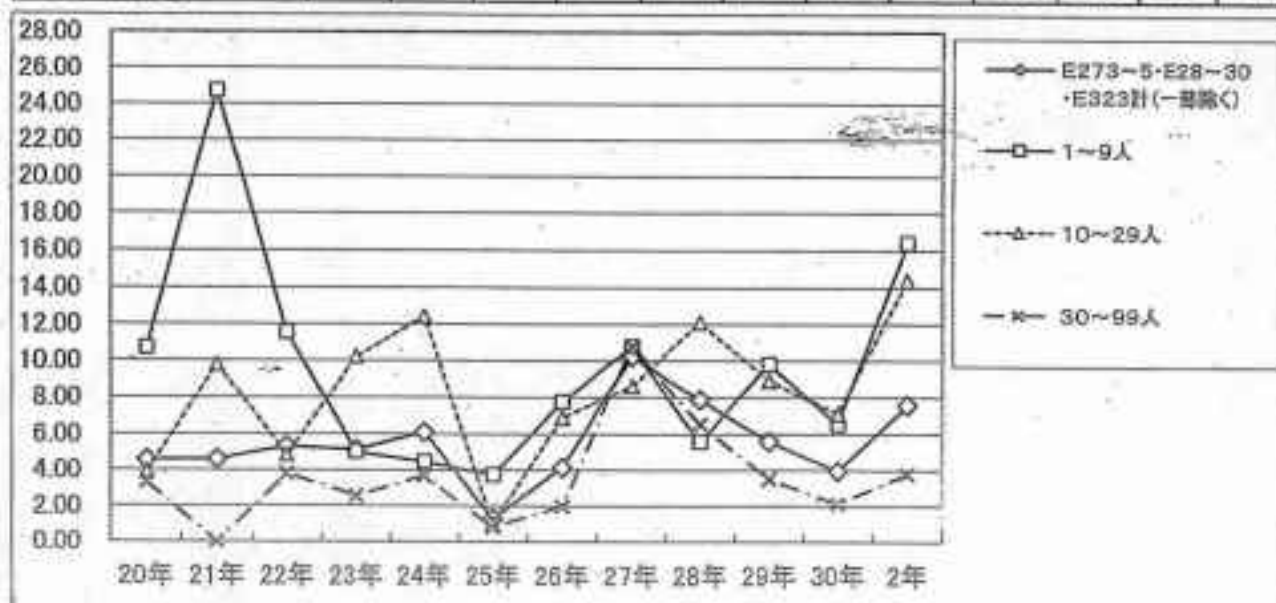
計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の“第1・10分位数、最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	824	808	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910
1~9人	716	750	780	783	800	800	795	840	840	900	900	766
10~29人	772	810	763	750	800	800	806	797	840	900	880	860
30~99人	847	824	900	822	850	829	800	860	923	945	910	952
最低賃金	765	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	



計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の未満率の推移

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	2年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	4.58	4.62	5.32	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	7.60
1~9人	10.72	24.72	11.56	5.00	4.47	3.72	7.76	10.78	5.58	9.82	6.54	16.40
10~29人	3.90	9.80	4.84	10.21	12.42	1.03	6.90	8.62	12.10	8.92	7.10	14.40
30~99人	3.34	0.00	3.81	2.57	3.67	0.83	1.99	10.84	6.54	3.51	2.13	3.80



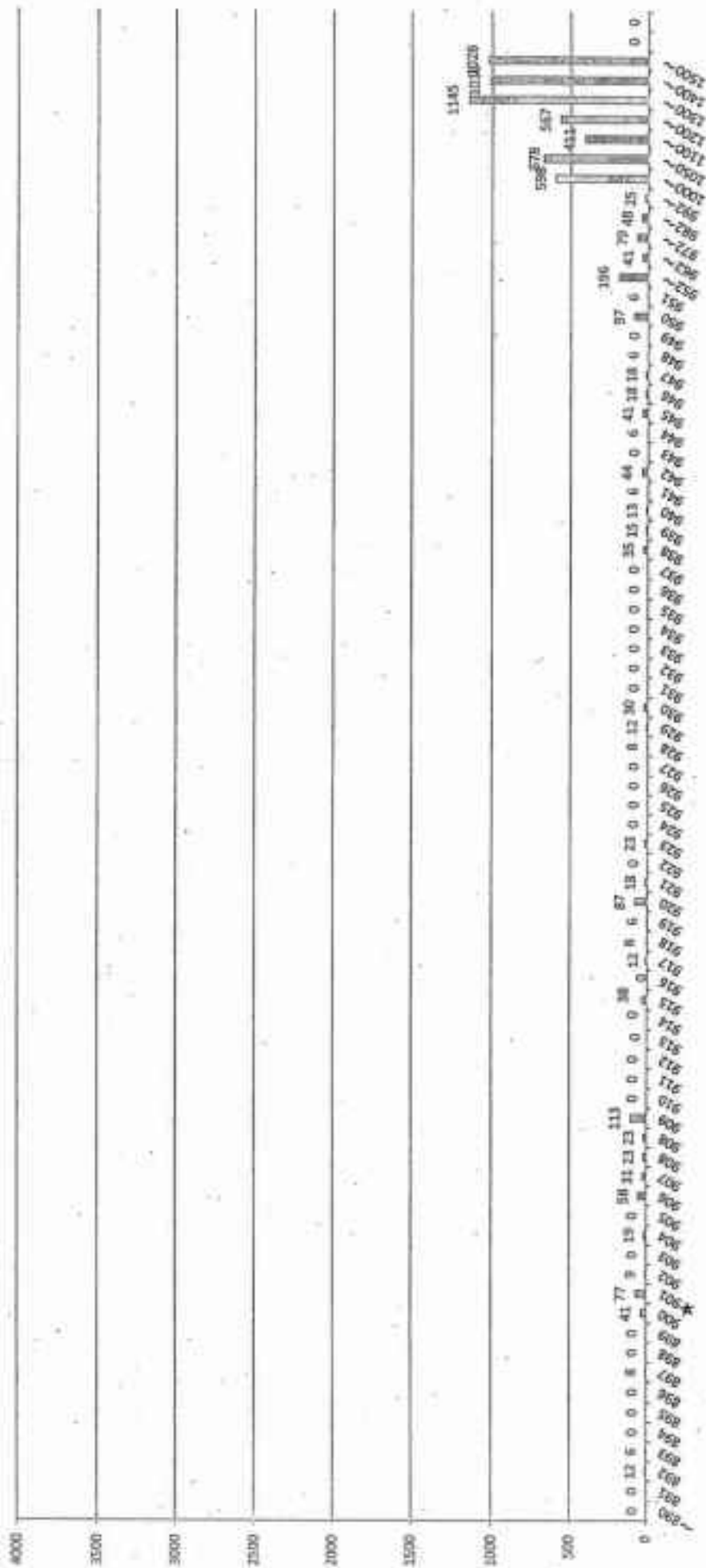
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	東城原計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・工業用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・時計・同部分品製造業最低賃金				
	現行の最低賃金額	時 間 額	901円		
未 満 率	7.6%				
項番	時 間 額			影響率(%)	未満労働者数(人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	901	7.6	878
2	1	0.11	902	8.3	965
3	2	0.22	903	8.3	965
4	3	0.33	904	8.3	965
5	4	0.44	905	8.5	984
6	5	0.55	906	8.5	984
7	6	0.67	907	9.0	1,042
8	7	0.78	908	9.2	1,073
9	8	0.89	909	9.4	1,096
10	9	1.00	910	9.6	1,119
11	10	1.11	911	10.6	1,232
12	11	1.22	912	10.6	1,232
13	12	1.33	913	10.6	1,232
14	13	1.44	914	10.6	1,232
15	14	1.55	915	10.6	1,232
16	15	1.66	916	10.9	1,270
17	16	1.78	917	10.9	1,270
18	17	1.89	918	11.0	1,282
19	18	2.00	919	11.1	1,290
20	19	2.11	920	11.2	1,296
21	20	2.22	921	12.0	1,393
22	21	2.33	922	12.1	1,401
23	22	2.44	923	12.1	1,401
24	23	2.55	924	12.3	1,424
25	24	2.66	925	12.3	1,424
26	25	2.77	926	12.3	1,424
27	26	2.89	927	12.3	1,424
28	27	3.00	928	12.3	1,424
29	28	3.11	929	12.3	1,432
30	29	3.22	930	12.4	1,444
31	30	3.33	931	12.7	1,474

(令和2年度基礎調査データ)

正勤者数(人)

計量器・測定器・分析機器・試験機、理化学機械器具、薬学用機械器具、薬学用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業

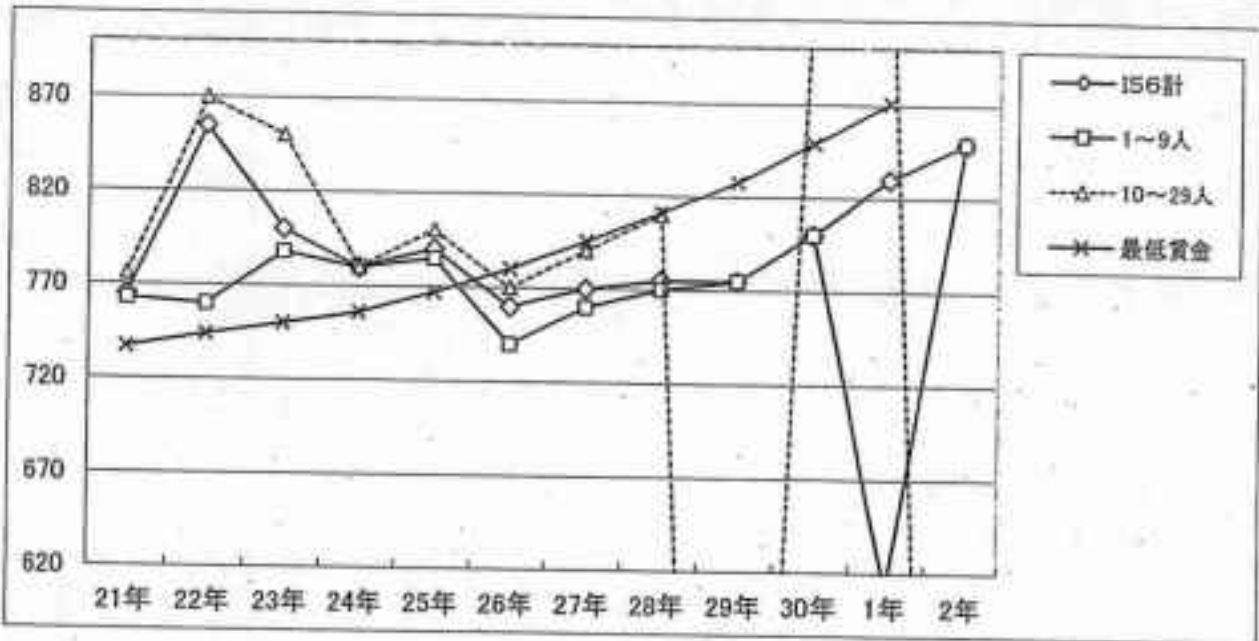


単位:人

児童番号 (4桁番号付)	合計	性別				年齢					出席率 (%)
		男	女	不明	1-9人	10-19人	20-29人	30-39人	40-49人	50-59人	
001	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
002	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
003	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
004	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
005	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
006	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
007	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
008	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
009	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
010	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
011	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
012	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
013	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
014	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
015	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
016	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
017	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
018	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
019	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
020	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
021	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
022	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
023	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
024	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
025	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
026	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
027	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
028	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
029	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
030	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
031	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
032	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
033	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
034	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
035	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
036	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
037	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
038	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
039	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
040	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
041	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
042	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
043	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
044	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
045	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
046	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
047	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
048	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
049	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
050	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
051	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
052	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
053	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
054	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
055	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
056	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
057	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
058	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
059	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
060	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
061	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
062	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
063	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
064	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
065	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
066	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
067	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
068	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
069	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
070	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
071	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
072	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
073	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
074	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
075	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
076	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
077	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
078	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
079	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
080	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
081	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
082	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
083	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
084	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
085	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
086	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
087	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
088	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
089	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
090	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
091	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
092	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
093	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
094	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
095	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
096	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
097	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
098	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
099	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0
100	20	20	0	0	20	0	0	0	0	0	100.0

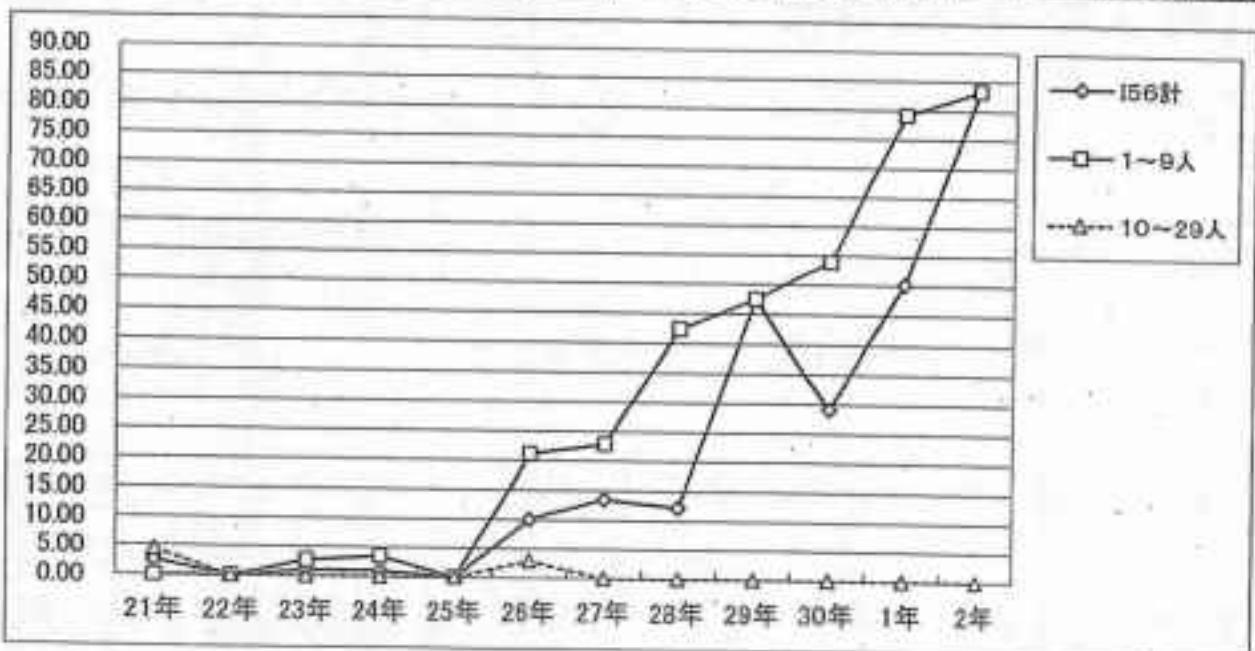
各種商品小売業の“第1・10分位数、最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
156計	765	855	800	780	790	760	770	775	775	800	830	849
1~9人	763	760	788	780	785	740	760	770	775	800	611	849
10~29人	776	870	850	780	800	770	790	810	—	955	950	—
最低賃金	737	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	—



各種商品小売業の未満率の推移

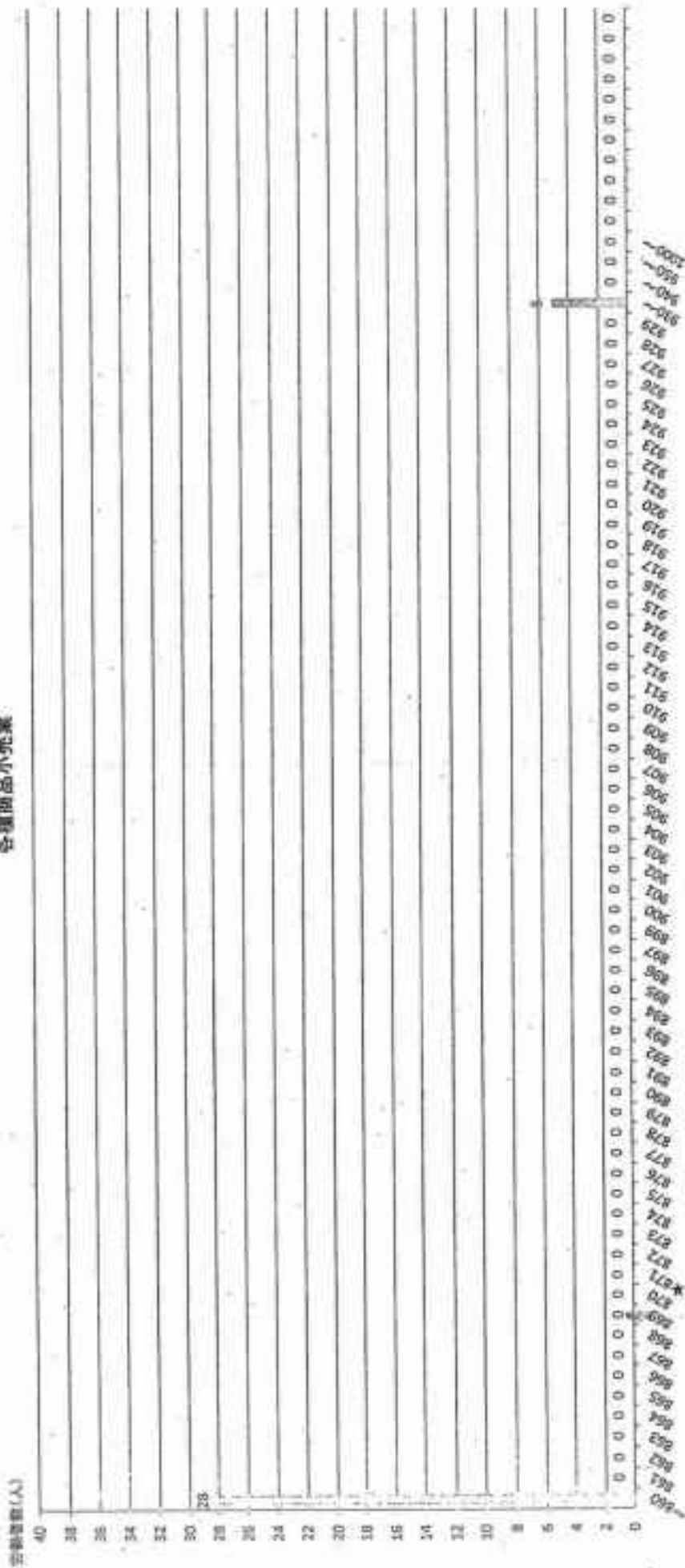
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
156計	2.58	0.00	1.04	1.00	0.00	10.08	13.56	12.28	47.50	29.16	50.20	83.30
1~9人	0.00	0.00	2.75	3.50	0.00	21.15	22.86	42.42	47.50	53.84	79.17	83.30
10~29人	4.39	0.00	0.00	0.00	0.00	2.99	0.00	0.00	—	0.00	0.00	0.00



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表					
件 名		茨城県各種商品小売業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額		871円	
未 満 率		83.3%			
項 番	時 間 額			影響率(%)	未満労働者数 (人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	871	83.3	28
2	1	0.11	872	83.3	28
3	2	0.23	873	83.3	28
4	3	0.34	874	83.3	28
5	4	0.46	875	83.3	28
6	5	0.57	876	83.3	28
7	6	0.69	877	83.3	28
8	7	0.80	878	83.3	28
9	8	0.92	879	83.3	28
10	9	1.03	880	83.3	28
11	10	1.15	881	83.3	28
12	11	1.26	882	83.3	28
13	12	1.38	883	83.3	28
14	13	1.49	884	83.3	28
15	14	1.61	885	83.3	28
16	15	1.72	886	83.3	28
17	16	1.84	887	83.3	28
18	17	1.95	888	83.3	28
19	18	2.07	889	83.3	28
20	19	2.18	890	83.3	28
21	20	2.30	891	83.3	28
22	21	2.41	892	83.3	28
23	22	2.53	893	83.3	28
24	23	2.64	894	83.3	28
25	24	2.76	895	83.3	28
26	25	2.87	896	83.3	28
27	26	2.99	897	83.3	28
28	27	3.10	898	83.3	28
29	28	3.21	899	83.3	28
30	29	3.33	900	83.3	28
31	30	3.44	901	83.3	28

(令和2年度基礎調査データ)

各種商品小売業



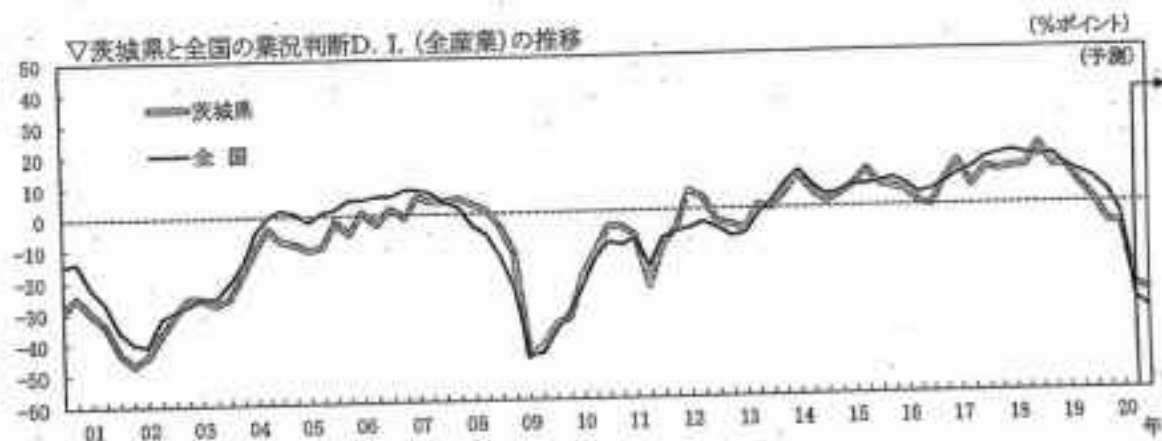
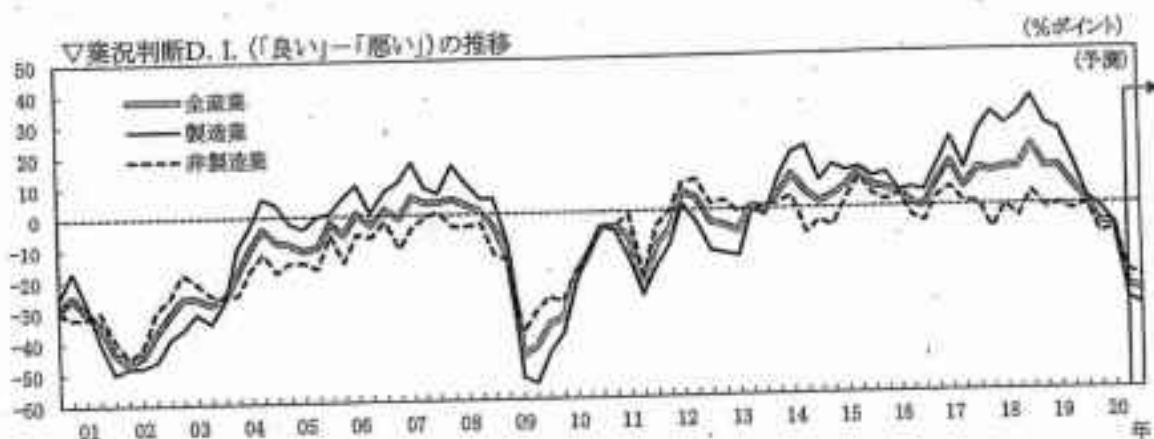
従業員数(人)

2020年6月 企業短期経済観測調査結果 (茨城県)

○調査時期 2020年6月 (回答期間 5月28日～6月30日)

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	143社	70社	73社	76社	33社	43社
回答率	99.3%	100.0%	98.6%	98.7%	100.0%	97.7%



▽業況判断D.I. (ポイント)

	調査時期										
	2019年							2020年3月		2020年6月	
	18年6月	18年9月	18年12月	19年3月	19年6月	19年9月	19年12月	最近	先行き	最近	先行き
全産業	12	19	12	12	6	1	▲6	▲7	▲16	▲27	▲28
製造業	29	35	26	24	14	2	▲1	▲7	▲12	▲31	▲33
非製造業	▲4	4	▲1	0	▲2	0	▲10	▲8	▲20	▲22	▲24

(注1) D.I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D.I. は、「良い」(回答社数構成比%) - 「悪い」(回答社数構成比%) (以下同)。

I. 判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調査時期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
全産業	142	6	1	▲6	▲7	▲16	▲27	▲28
製造業	70	14	2	▲1	▲7	▲12	▲31	▲33
良		24	17	14	14	11	13	7
さほど良くない		66	68	71	65	66	43	53
悪い		10	15	15	21	23	44	40
化学	5	20	20	40	20	0	0	0
窯業・土石	9	▲11	▲11	▲11	11	▲11	0	0
鉄鋼	5	40	0	0	▲40	▲40	▲100	▲100
非鉄金属	5	▲20	▲40	▲20	▲40	▲40	▲40	▲80
食料品	5	40	40	0	40	40	60	40
金属製品	6	29	▲29	▲29	▲33	▲33	▲50	▲50
はん用・生産用 ・業務用機械	9	22	11	11	0	▲22	▲56	▲22
電気機械	14	15	15	22	7	14	▲22	▲36
輸送用機械	9	11	22	▲22	▲33	▲33	▲67	▲56
非製造業	72	▲2	0	▲10	▲8	▲20	▲22	▲24
良		9	13	11	15	5	21	11
さほど良くない		80	74	68	62	70	36	54
悪い		11	13	21	23	25	43	35
建設	11	0	0	▲8	25	▲9	0	0
不動産・ 物品賃貸	5	0	0	0	0	0	0	0
卸売	10	0	0	▲20	▲10	▲50	▲50	▲50
小売	21	▲14	▲19	▲43	▲28	▲33	▲24	▲33
運輸・郵便	5	▲20	0	0	0	0	▲20	0
情報通信	3	33	33	33	33	0	33	▲33
電気・ガス	3	0	0	0	0	0	▲33	▲33
対事業所 サービス	5	33	33	33	20	20	40	40
对个人 サービス	5	▲20	20	20	▲40	▲20	▲60	▲40
宿泊・飲食 サービス	4	25	0	0	▲50	▲25	▲100	▲75

(注) 回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、その他製造業)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. I.

(%)以内)

		調 査 時 期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全産業	▲16	▲19	▲17	▲16	▲25	▲32	▲28
	製造業	▲12	▲20	▲21	▲16	▲28	▲40	▲36
	非製造業	▲21	▲19	▲13	▲15	▲22	▲25	▲20
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製造業	▲5	▲7	▲14	▲11	▲22	▲42	▲39
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全産業	17	14	14	18	/	27	/
	製造業	15	17	19	23	/	32	/
	非製造業	21	6	6	9	/	20	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全産業	20	20	18	13	14	5	14
	製造業	24	13	18	10	13	10	11
	非製造業	18	28	19	16	16	2	17
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全産業	▲2	▲2	▲4	▲9	▲11	▲13	▲6
	製造業	▲10	▲11	▲11	▲19	▲19	▲14	▲13
	非製造業	6	9	3	0	▲4	▲13	0

3. 設備・雇用人員判断D. I.

(%)以内)

		調 査 時 期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全産業	▲2	▲4	▲1	2	▲4	10	0
	製造業	0	▲3	4	3	▲4	16	4
	非製造業	▲4	▲5	▲6	0	▲3	3	▲3
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全産業	▲33	▲34	▲36	▲31	▲35	▲2	▲10
	製造業	▲19	▲24	▲26	▲13	▲16	22	10
	非製造業	▲48	▲44	▲45	▲47	▲54	▲25	▲31

4. 企業金融関連判断D. I.

(%)以内)

		調 査 時 期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全産業	11	10	11	7	/	▲5	/
	製造業	13	12	9	6	/	▲10	/
	非製造業	8	10	14	7	/	1	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全産業	20	15	14	13	/	10	/
	製造業	24	19	19	14	/	11	/
	非製造業	17	13	10	12	/	10	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全産業	▲3	▲5	▲2	0	0	▲1	▲1
	製造業	▲3	▲5	▲3	2	2	2	▲4
	非製造業	▲3	▲5	▲1	▲3	▲2	▲3	0

II. 事業計画

1. 売上高

(単位:億円)

	19年度		20年度		上期		下期	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全 産 業	▲2.7	0.8	▲7.3	▲6.5	▲11.0	▲9.3	▲3.9	▲4.0
製 造 業	▲4.4	1.8	▲10.5	▲8.0	▲15.2	▲13.2	▲5.4	▲3.5
非製造業	▲0.7	▲0.3	▲3.7	▲4.8	▲5.2	▲5.2	▲2.1	▲4.5
中 小 企 業	▲0.1	0.5	▲10.6	▲9.9	▲12.6	▲12.2	▲8.5	▲7.6
製 造 業	▲3.2	0.6	▲9.3	▲4.8	▲7.9	▲5.4	▲10.6	▲4.2
非製造業	0.6	0.5	▲10.9	▲10.9	▲13.9	▲13.8	▲8.0	▲8.3

(注)修正率は前期実績との対比(以下同)。

(注)中小企業は資本金1千万円以上1億円未満の会社(以下同)。

(参考:ここまでの推移)

(単位:%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (計画)
全 産 業	▲2.0	▲3.5	5.8	▲0.8	▲2.7	▲7.3
製 造 業	▲4.1	▲4.7	11.2	▲3.2	▲4.6	▲10.5
非製造業	0.7	0.2	0.1	▲0.4	▲0.7	▲3.7

2. 経常利益

(単位:億円)

	19年度		20年度		上期		下期	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全 産 業	6.1	2.9	▲13.4	▲8.1	▲12.0	▲11.4	▲14.6	▲5.3
製 造 業	29.3	2.3	▲24.5	▲13.0	▲22.4	▲13.0	▲26.3	▲13.0
非製造業	▲3.5	3.2	▲8.8	▲6.3	▲7.7	▲10.9	▲9.7	▲2.1
中 小 企 業	▲4.6	6.2	▲50.7	▲39.8	▲63.7	▲57.4	▲43.3	▲28.9
製 造 業	1.3	12.7	▲49.4	▲29.3	▲50.8	▲34.1	▲48.4	▲25.7
非製造業	▲7.4	3.0	▲51.5	▲44.5	▲72.0	▲69.6	▲40.8	▲30.3

(参考:ここまでの推移)

(単位:%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (計画)
全 産 業	0.0	10.6	3.4	▲10.4	6.1	▲13.4
製 造 業	▲36.4	67.4	14.9	▲40.9	29.3	▲24.5
非製造業	17.6	▲3.4	▲1.6	5.3	▲3.6	▲8.8

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(単位:%)

	19年度		20年度	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全 産 業	▲11.7	0.9	25.7	▲0.1
製 造 業	▲17.0	▲2.6	44.2	3.9
非製造業	1.3	8.6	▲8.8	▲10.8
中 小 企 業	▲0.5	▲1.7	78.5	▲4.7
製 造 業	15.9	7.1	257.3	15.9
非製造業	▲7.4	▲5.8	▲17.6	▲32.7

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(単位:%)

	19年度		20年度	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全 産 業	▲8.6	▲1.2	22.0	▲1.5
製 造 業	▲11.1	▲3.3	30.5	0.5
非製造業	0.8	6.4	▲7.1	▲10.2
中 小 企 業	▲1.0	▲1.8	77.8	▲4.4
製 造 業	13.0	6.3	247.6	15.1
非製造業	▲7.4	▲5.8	▲17.6	▲32.7

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(単位:%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度				20年度(計画)			
					調査時期				調査時期			
					19年3月	19年6月	19年8月	19年12月	20年3月	20年6月	20年3月	20年6月
全 産 業	2.8	2.3	▲7.8	11.0	11.4	9.6	8.0	6.1	▲12.4	▲11.7	27.8	26.7
製 造 業	4.2	13.4	▲11.1	24.2	8.0	5.9	3.4	0.9	▲14.8	▲17.0	35.3	44.2
非製造業	1.5	▲8.4	▲0.9	▲11.6	19.4	18.5	19.1	18.6	▲6.7	1.3	11.1	▲8.8

4. 新卒採用

(単位:%)

	19年度	20年度(計画)		21年度 (計画)
		調査時期		
		19年12月	20年6月	
全 産 業	3.8	▲4.5	▲4.5	▲7.0
製 造 業	5.0	▲1.5	▲1.8	▲17.5
非製造業	2.1	▲7.1	▲7.1	3.6

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2020年9月7日
日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要旨

県内景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、厳しい状態が続いている。

主要支出項目をみると、輸出は、国内外において経済活動を徐々に再開させる動きがみられる中で、下げ止まっている。国内需要の面では、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス消費を中心に厳しい状態が続いているものの、経済活動が徐々に再開されているのに伴い持ち直しの動きがみられる。住宅投資は弱い。一方、公共投資は振れを伴いつつも高水準で推移している。設備投資をみると、6月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2020年度は前年度を上回る計画となっている。このような内外需要を反映して、足もとの生産は下げ止まっている。この間、雇用・所得環境をみると、弱い動きがみられている。

今後は、内外における感染症の影響が和らいでいくまで、厳しい状態が続くとみられる。

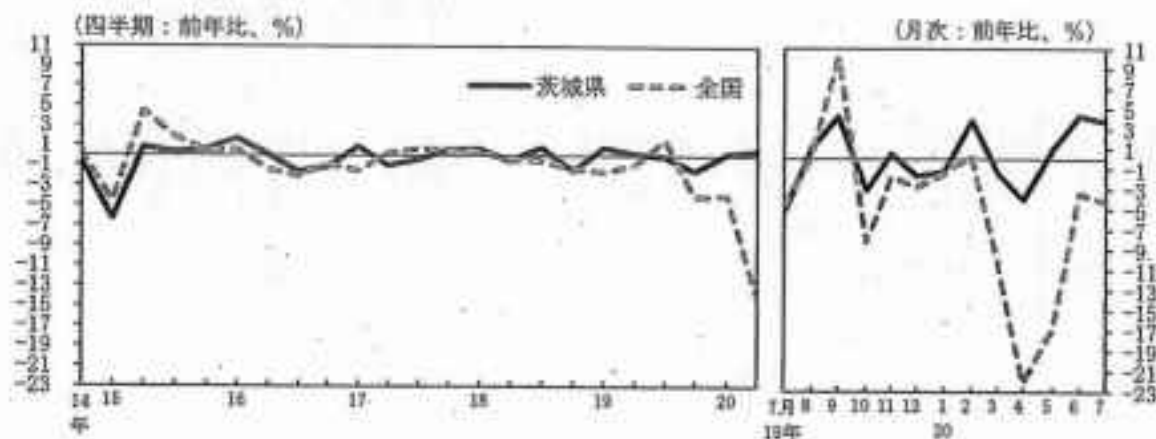
なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は低下した。

2. 実体経済

(1) 個人消費

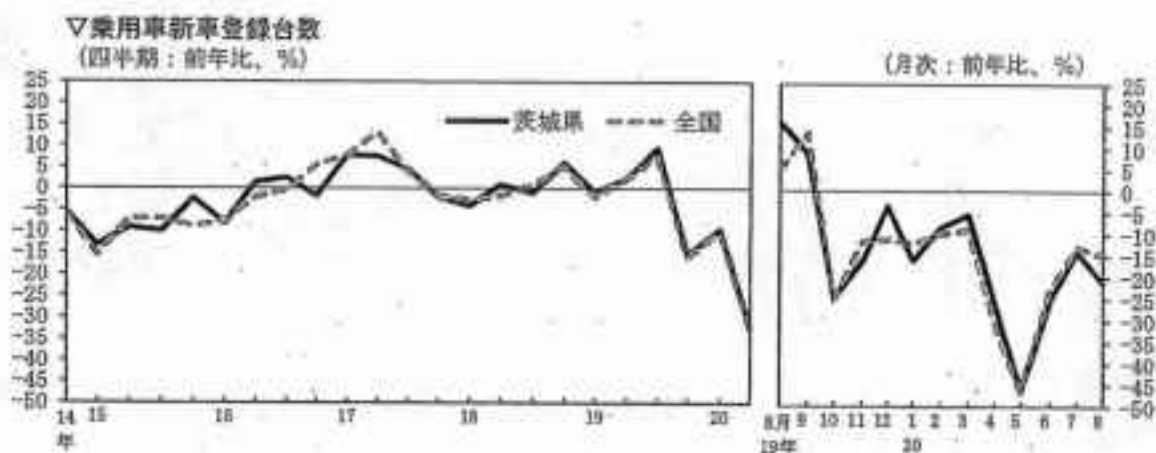
7月の百貨店・スーパー販売額は、3か月連続で前年を上回った。

▽百貨店・スーパー販売額



(出所)経済産業省「商業動向統計」

8月の乗用車新車登録台数は、11か月連続で前年を下回った。

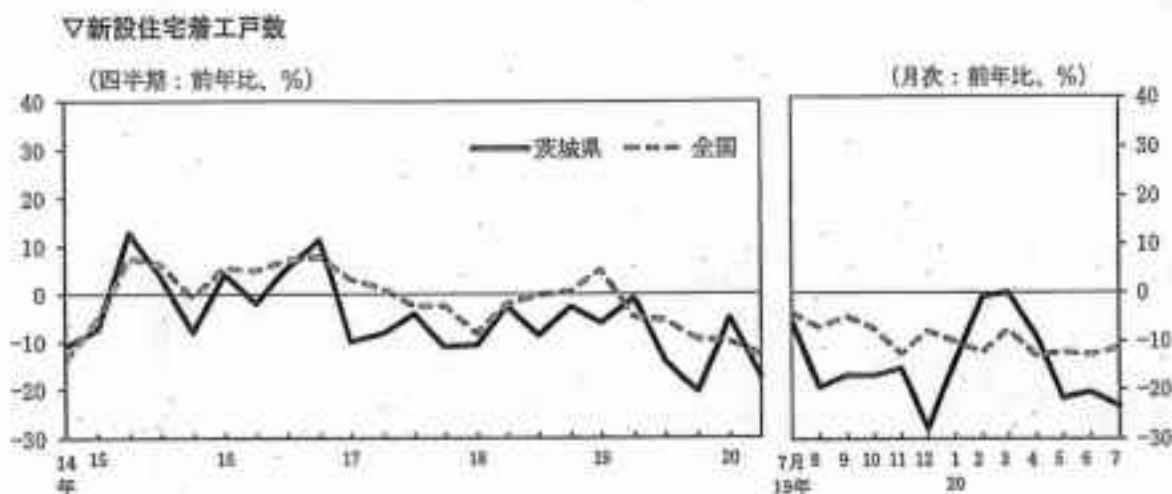


(出所)茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

最近の家電販売状況は、空調な果ごもり消費やテレワーク関連需要に加え、猛暑の影響などもあって、全体では好調。

(2) 住宅投資

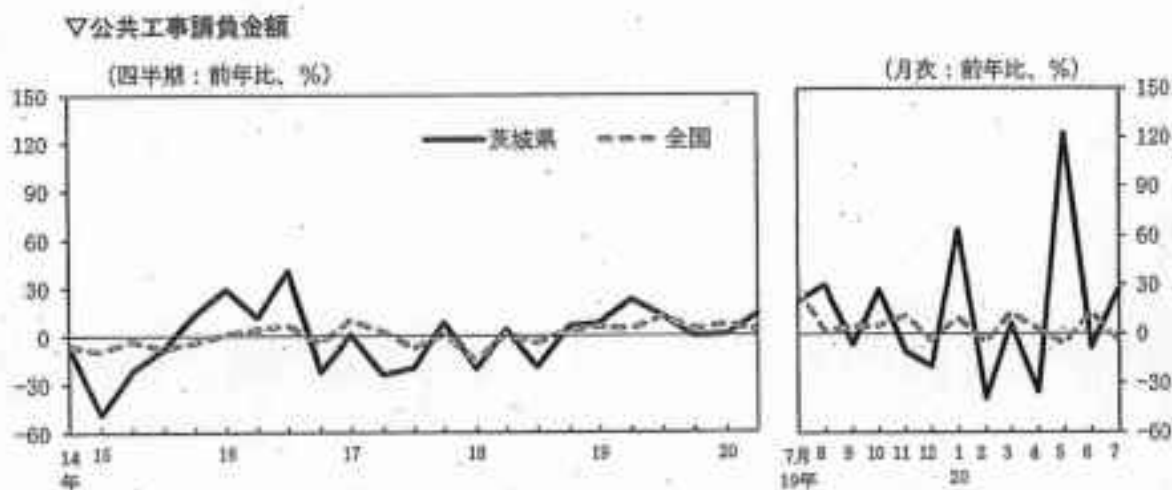
7月の新設住宅着工戸数は、持家、貸家系、分譲のいずれも前年を下回り、全体では4か月連続で前年を下回った。



(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

7月の公共工事請負金額は、2か月振りに前年を上回った。

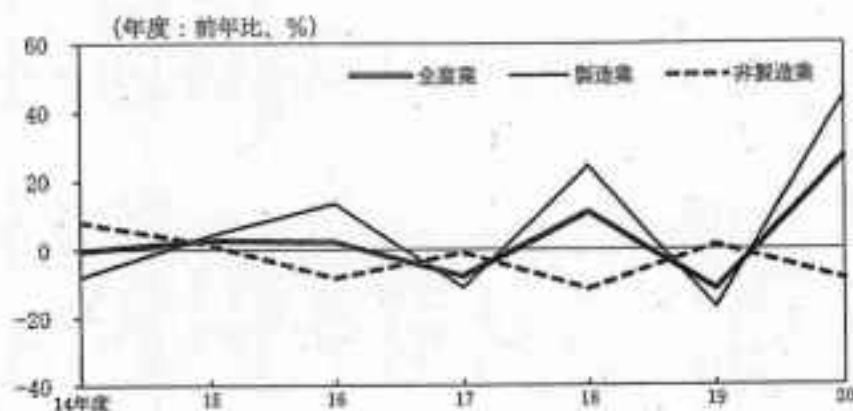


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2020年度の設備投資は、感染症の影響により計画の絞り込みや先送りなどの動きがみられているものの、一部で大型投資が進められていることなどから、全体では前年度を上回る計画となっている。

▽設備投資



(出所)日本銀行水戸事務所

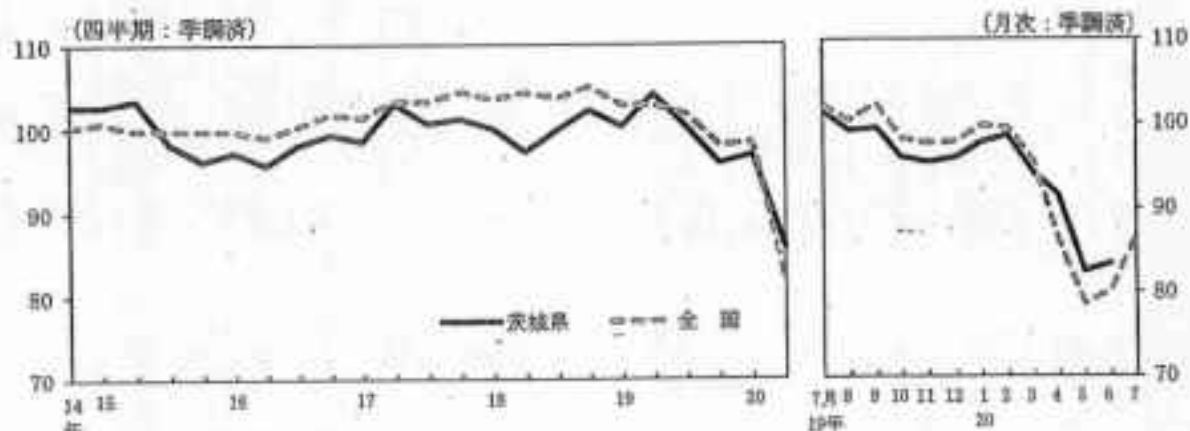
(5) 輸出

国内外において経済活動を徐々に再開させる動きがみられる中で、下げ止まっている。

(6) 生産

6月の鉱工業生産指数(原指数)は、9か月連続で前年を下回った。足もとでは、国内外において経済活動を徐々に再開させる動きがみられる中で、下げ止まっている。

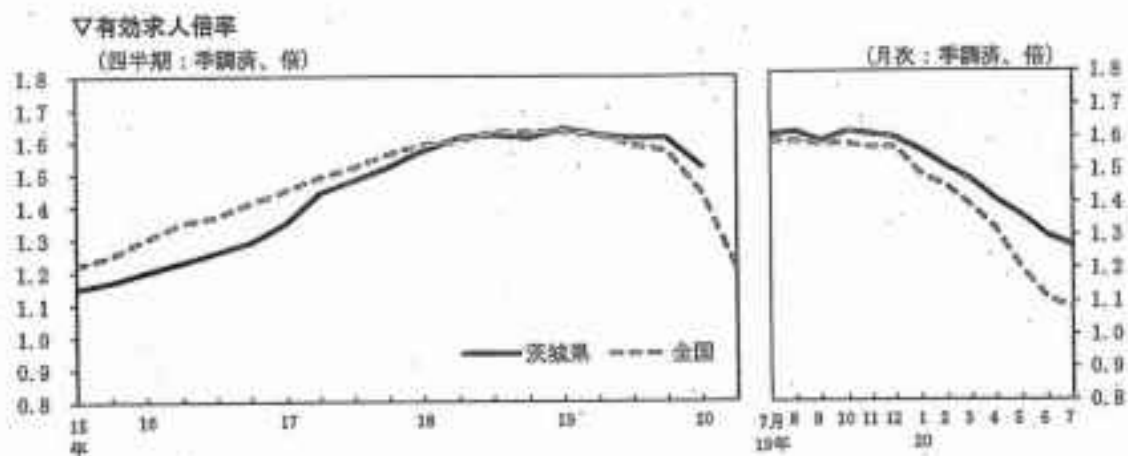
▽鉱工業生産指数



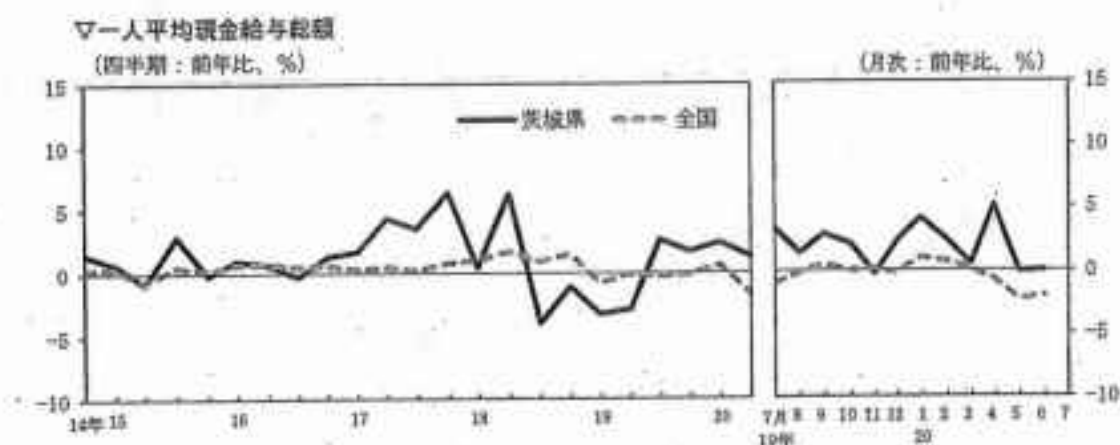
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(7) 雇用・所得環境

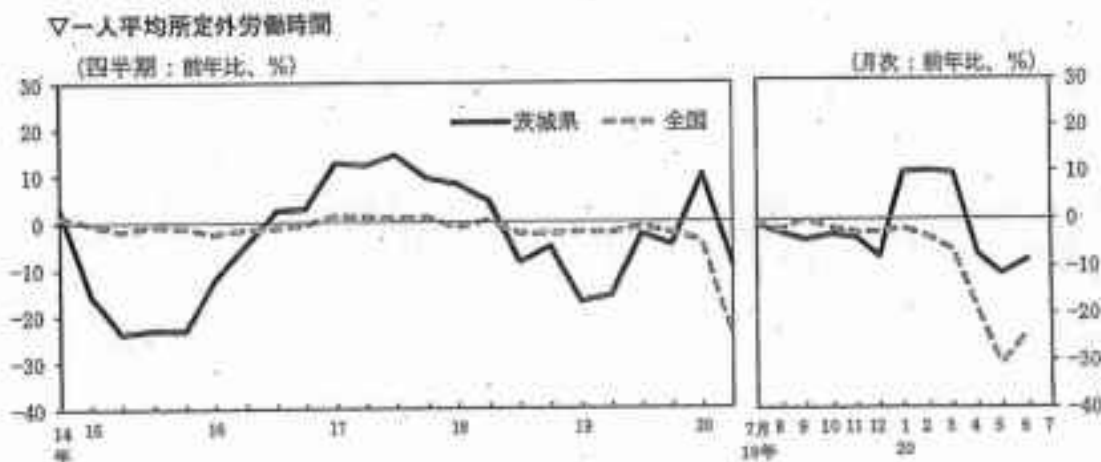
雇用・所得環境は、6月の一人平均現金給与総額は前年並みとなった一方、一人平均所定外労働時間は前年を下回った。7月の有効求人倍率(季節調整済)は1.27倍となり前月より低下した。足もとでは、感染症の影響により、弱い動きがみられている。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

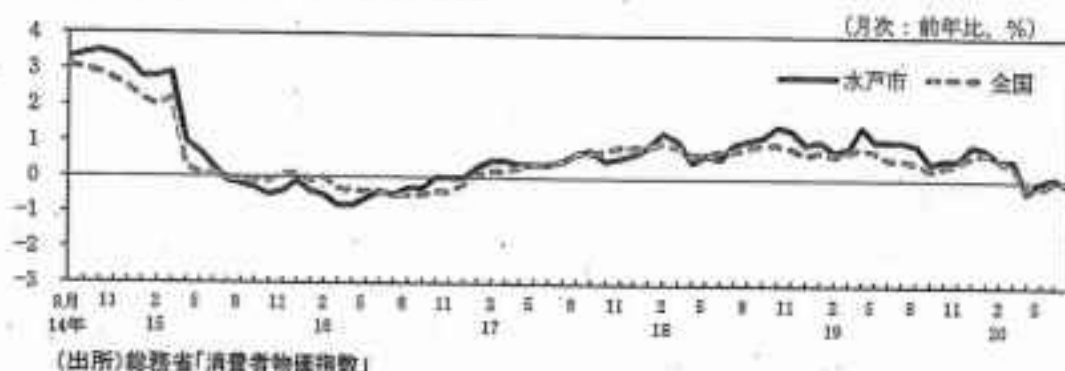


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(8) 物 価

7月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、▲0.1%と前年を下回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)

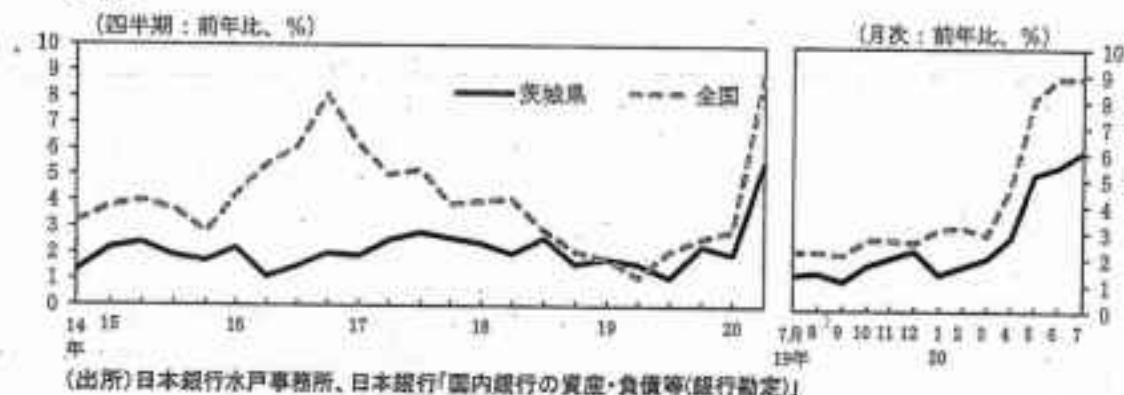


3. 金 融

(1) 預金

7月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、18兆2,927億円(前年比+6.1%)と前年を上回った。

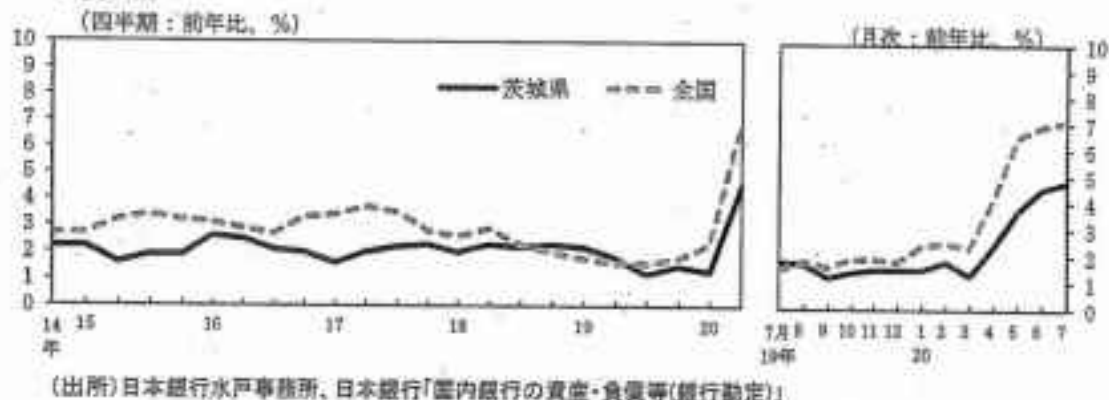
▽預金



(2) 貸出

7月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、8兆8,710億円(前年比+4.8%)と前年を上回った。

▽貸出金



I. 実体経済

(1) 個人消費

	個人消費関連 (前年比、%)							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車	普通・小型	軽自動車		
2018年	▲ 0.2	▲ 0.5	0.0	▲ 0.6	1.4	0.1	▲ 1.6	2.6
2019年	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.8	0.5	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 1.1
2019年 7~9月	▲ 0.1	1.6	2.5	8.4	12.0	7.5	7.0	8.3
10~12月	▲ 1.5	▲ 4.1	▲ 15.3	▲ 20.2	▲ 4.3	▲ 16.0	▲ 17.3	▲ 13.6
2020年 1~3月	0.2	▲ -4.0	▲ 9.5	▲ 12.9	▲ 1.8	▲ 10.0	▲ 10.5	▲ 9.0
4~6月	0.5	▲ 14.0	▲ 32.1	▲ 32.4	▲ 31.6	▲ 32.9	▲ 31.8	▲ 35.0
2020年 3月	▲ 1.4	▲ 10.1	▲ 5.4	▲ 7.6	▲ 0.4	▲ 8.9	▲ 9.9	▲ 6.8
4月	▲ 4.0	▲ 22.1	▲ 25.9	▲ 24.1	▲ 29.3	▲ 30.4	▲ 27.5	▲ 35.4
5月	1.0	▲ 15.9	▲ 46.1	▲ 40.5	▲ 57.0	▲ 45.7	▲ 41.8	▲ 55.9
6月	4.3	▲ 3.4	▲ 35.1	▲ 32.3	▲ 5.8	▲ 22.6	▲ 26.0	▲ 14.4
7月	p 3.7	p ▲ 4.2	▲ 13.9	▲ 21.3	1.8	▲ 12.8	▲ 19.6	1.7
8月	n.a.	n.a.	▲ 21.0	▲ 27.5	▲ 8.1	▲ 14.8	▲ 16.1	▲ 12.4
出所	経済産業省		茨城県自動車販売協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会

(注) 1. 既存店ベース。
2. p は速報値。

(2) 住宅投資

	新設住宅着工戸数 (前年比、%)				
	茨城県	全国			全国
		持家	貸家系	分譲	
2018年	▲ 6.1	1.2	▲ 22.3	15.3	▲ 2.3
2019年	▲ 10.7	▲ 0.9	▲ 22.9	▲ 13.5	▲ 4.0
2019年 7~9月	▲ 14.0	▲ 5.6	▲ 36.8	15.6	▲ 5.6
10~12月	▲ 20.4	▲ 11.9	▲ 27.3	▲ 28.8	▲ 9.4
2020年 1~3月	▲ 5.0	▲ 11.5	▲ 2.4	11.5	▲ 9.9
4~6月	▲ 17.3	▲ 16.8	▲ 28.0	▲ 1.2	▲ 12.7
2020年 2月	▲ 0.9	▲ 15.6	38.3	▲ 10.3	▲ 12.3
3月	0.0	▲ 2.2	▲ 8.6	19.6	▲ 7.6
4月	▲ 9.0	▲ 9.5	▲ 5.1	▲ 12.6	▲ 12.9
5月	▲ 21.8	▲ 24.2	▲ 13.1	▲ 26.0	▲ 12.3
6月	▲ 20.6	▲ 15.3	▲ 49.3	32.0	▲ 12.8
7月	▲ 23.4	▲ 12.6	▲ 15.9	▲ 51.4	▲ 11.4
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と借家住宅の合計。

(3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県	%				全 国
		国	独立行政法人等	県	市町村	
2018年度	▲ 2.5	42.7	3.3	11.3	▲ 21.7	1.1
2019年度	9.1	5.4	▲ 37.7	▲ 3.9	11.1	6.8
2019年 7～9月	12.4	14.5	58.3	▲ 1.2	16.6	12.2
10～12月	0.2	18.4	▲ 60.9	▲ 4.1	23.5	4.4
2020年 1～3月	1.0	9.9	▲ 41.5	▲ 2.5	▲ 4.5	7.1
4～6月	13.4	▲ 24.4	548.8	28.4	19.2	3.4
2020年 2月	▲ 39.0	▲ 28.3	▲ 88.2	▲ 22.5	0.2	▲ 5.4
3月	6.5	36.0	181.6	▲ 6.1	▲ 20.0	12.9
4月	▲ 35.0	▲ 18.8	34.6	55.5	78.5	3.2
5月	122.2	▲ 28.7	12336.8	67.4	32.8	▲ 6.4
6月	▲ 8.3	▲ 24.1	▲ 9.5	▲ 6.2	▲ 3.9	13.2
7月	27.9	106.3	▲ 76.0	41.0	12.9	▲ 4.1
出 所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額 (茨城県) は工事場所ベース。
 2. 公共工事請負金額 (全国) は、北海道建設業信用保証 (株)、東日本建設業保証 (株)、西日本建設業保証 (株) による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査						
	茨城県				全 国		
		製造業	非製造業			製造業	非製造業
2018年度	11.0	24.2	▲ 11.6	6.0	8.5	4.4	
2019年度	▲ 11.7	▲ 17.0	1.3	1.6	1.9	1.4	
修正率	0.9	▲ 2.6	8.6	▲ 3.2	▲ 2.8	▲ 3.5	
2020年度 (計画)	26.7	44.2	▲ 8.8	0.8	4.1	▲ 1.2	
修正率	▲ 0.1	3.8	▲ 10.8	▲ 3.7	▲ 2.4	▲ 4.4	
出 所	日本銀行水戸事務所			日本銀行			

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2018年	99.9	▲ 0.8	104.3	1.1	99.5	▲ 0.9	103.0	0.8	97.9	7.0	100.5	1.7
2019年	99.8	▲ 0.1	101.1	▲ 3.0	98.6	▲ 0.9	100.2	▲ 2.7	101.0	3.2	101.7	1.2
2019年 7~9月	100.1	1.0	101.7	▲ 1.1	99.1	1.3	101.3	▲ 0.2	102.0	1.7	103.3	0.9
10~12月	95.9	▲ 6.7	98.0	▲ 6.8	95.9	▲ 6.4	97.3	▲ 6.5	103.3	3.2	104.0	1.2
2020年 1~3月	96.9	▲ 2.3	98.4	▲ 4.5	95.5	▲ 2.7	96.7	▲ 5.2	101.8	1.0	100.4	2.9
4~6月	85.8	▲ 17.9	81.9	▲ 19.7	83.8	▲ 17.1	80.5	▲ 19.9	95.4	▲ 7.5	100.8	▲ 2.4
2020年 2月	98.6	▲ 1.4	99.5	▲ 5.7	100.3	0.9	98.9	▲ 5.4	102.4	2.0	104.4	1.6
3月	94.3	▲ 3.2	95.8	▲ 5.2	90.9	▲ 4.3	93.2	▲ 6.5	101.8	1.0	106.4	2.9
4月	91.6	▲ 9.1	88.4	▲ 15.0	89.3	▲ 10.7	84.3	▲ 16.6	97.7	▲ 3.1	106.1	2.7
5月	82.5	▲ 14.8	78.7	▲ 26.3	78.6	▲ 23.1	76.8	▲ 26.8	98.0	▲ 4.8	103.3	▲ 0.5
6月	83.4	▲ 17.5	80.2	▲ 18.5	83.4	▲ 18.1	80.5	▲ 18.5	95.4	▲ 7.5	100.8	▲ 3.4
7月	n.a.	n.a.	85.9	▲ 16.1	n.a.	n.a.	85.3	▲ 17.1	n.a.	n.a.	99.2	▲ 4.9
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2015年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比、年ベースの指数は原指数。
2. pは速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2018年	1.60	1.61	0.7	1.1	8.4	7.4	▲ 0.5	▲ 1.5
2019年	1.62	1.60	▲ 0.4	2.0	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 10.4	▲ 1.9
2019年 7~9月	1.61	1.59	▲ 0.7	2.0	2.6	▲ 0.3	▲ 2.6	▲ 1.0
10~12月	1.61	1.57	▲ 0.7	2.2	1.7	▲ 0.1	▲ 4.9	▲ 2.4
2020年 1~3月	1.62	1.44	0.3	1.9	2.4	0.6	9.9	▲ 4.1
4~6月	n.a.	1.21	▲ 0.8	0.9	1.3	▲ 1.7	▲ 9.1	▲ 24.4
2020年 2月	1.51	1.45	0.4	1.9	2.4	0.7	10.2	▲ 3.8
3月	1.47	1.39	0.7	1.9	0.5	0.1	9.6	▲ 6.5
4月	1.41	1.32	▲ 0.4	1.5	5.1	▲ 0.7	▲ 7.3	▲ 18.9
5月	1.36	1.20	▲ 1.1	0.6	▲ 0.1	▲ 2.3	▲ 11.8	▲ 30.7
6月	1.30	1.11	▲ 0.9	0.6	0.0	▲ 2.0	▲ 8.6	▲ 23.9
7月	1.27	1.08	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規卒業者を除きパートタイムを含む。
2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2015年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

	消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
	水戸市	全国
2018年	1.0	0.9
2019年	1.0	0.6
2019年 7月	1.1	0.6
8月	1.0	0.5
9月	0.5	0.3
10月	0.6	0.4
11月	0.6	0.5
12月	1.0	0.7
2020年 1月	0.9	0.8
2月	0.6	0.5
3月	0.6	0.4
4月	▲ 0.3	▲ 0.2
5月	0.0	▲ 0.2
6月	0.1	0.0
7月	▲ 0.1	0.0
出所	総務省	

(注) 2015年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

	茨城県			
	件数(件)	負債総額(百万円)		
		前年比	前年比	
2018年	127	15.5	15,579	▲ 13.1
2019年	128	0.8	16,287	▲ 4.5
2019年 7~9月	37	60.9	4,128	20.9
10~12月	35	▲ 5.4	6,525	10.7
2020年 1~3月	39	44.4	4,297	25.5
4~6月	22	▲ 24.1	2,562	15.9
2020年 2月	10	11.1	1,033	▲ 56.7
3月	16	128.6	1,357	226.2
4月	9	▲ 18.2	1,413	21.5
5月	1	▲ 83.3	40	▲ 83.7
6月	12	0.0	1,109	38.5
7月	14	0.0	997	▲ 48.2
出所	東京商工リサーチ			

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

II. 金融

(1) 実質預金

(前年比、%、残高は億円)

	茨城県							全 国
		銀 行				そ の 他		
			都 銀	地 銀・地 銀 II		信 金・信 組		
2019年	3月	1.8	2.2	2.6	2.2	0.9	0.5	1.8
	6月	1.6	2.1	3.2	2.0	0.4	0.0	1.1
	9月	1.1	1.5	3.9	1.2	0.3	0.0	2.1
	12月	2.3	2.7	6.6	2.2	1.6	1.4	2.6
2020年	2月	1.7	2.0	4.6	1.7	1.2	1.0	3.2
	3月	2.0	2.5	4.6	2.2	1.0	0.6	2.9
	4月	2.8	3.5	9.7	3.2	1.3	1.1	4.7
	5月	5.2	6.5	7.0	6.4	2.4	2.4	8.1
	6月	5.5	6.6	8.9	6.4	3.1	3.9	9.9
	7月	6.1	7.3	9.3	7.0	2.5	4.5	9.9
7月末残高		182,927	126,572	13,267	113,205	66,354	27,665	8,600,433
出 所	日本銀行水戸事務所							日本銀行

- (注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計（ゆうちょ銀行は含まない）。
「地銀・地銀II」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。
「その他」は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、商工組合中央金庫の合計。
「信金・信組」は、県内に本店がある先のみが対象。
2. 実質預金は、総預金から預手・手形を控除したもので、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
新規出店、合併、譲渡、報告先の計数処理の変更等による残高等の調整は行っていない。
3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「国内銀行の資産・負債等（銀行勘定）」の計数。

(2) 貸出

(前年比、%、残高は億円)

	茨城県							全 国
		銀 行				そ の 他		
			都 銀	地 銀・地 銀 II		信 金・信 組		
2019年	3月	2.2	2.3	▲ 0.8	2.5	1.9	1.4	1.8
	6月	1.8	1.9	▲ 1.5	2.2	1.5	0.4	1.6
	9月	1.2	1.1	▲ 2.3	1.3	1.3	0.1	1.6
	12月	1.5	1.5	▲ 1.5	1.6	1.6	0.4	1.6
2020年	2月	1.8	1.4	▲ 2.3	1.6	3.1	0.5	2.5
	3月	1.3	1.1	▲ 2.5	1.3	2.1	▲ 0.6	2.3
	4月	2.4	1.9	5.8	1.7	3.6	1.0	4.2
	5月	3.7	3.0	6.3	2.8	5.9	2.4	6.5
	6月	4.5	2.7	3.3	2.6	10.0	5.3	6.9
	7月	4.8	3.3	3.9	3.3	9.1	6.5	7.1
7月末残高		88,710	65,362	3,331	62,031	23,347	10,875	8,540,836
出 所	日本銀行水戸事務所							日本銀行

- (注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計（一社寮外を含む）、ゆうちょ銀行は含まない。
「地銀・地銀II」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。
「その他」は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫（国民生活事業および中小企業事業）の合計。
「信金・信組」は、県内に本店がある先のみが対象。
2. 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）、金融機関向け貸出、中央政府向け貸出、私事貸を除き、外貨貸出を含む。
新規出店、合併、譲渡、報告先の計数処理の変更等による残高等の調整は行っていない。
3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「国内銀行の資産・負債等（銀行勘定）」の計数。

(3) 貸出約定平均金利(ストックベース)

(月中旬発表、%ポイント、%)

		茨城県				全国
		総額	地銀・地銀II	信金・信組		
総合	2020年 4月中	▲ 0.009	▲ 0.078	▲ 0.004	▲ 0.014	▲ 0.017
	5月中	▲ 0.009	▲ 0.014	▲ 0.007	▲ 0.035	▲ 0.015
	6月中	▲ 0.001	0.023	0.009	▲ 0.027	▲ 0.007
	7月中	▲ 0.006	0.002	▲ 0.007	▲ 0.020	▲ 0.003
	7月末	1.283	1.098	1.181	1.977	0.808
短期	2020年 4月中	0.024	▲ 0.028	0.023	0.006	▲ 0.020
	5月中	0.010	▲ 0.019	0.016	0.019	▲ 0.046
	6月中	▲ 0.001	0.138	▲ 0.005	0.006	▲ 0.034
	7月中	▲ 0.004	▲ 0.055	▲ 0.003	0.003	▲ 0.007
	7月末	1.733	1.126	1.551	2.334	0.459
長期	2020年 4月中	▲ 0.002	▲ 0.003	0.000	▲ 0.013	▲ 0.006
	5月中	▲ 0.005	▲ 0.001	▲ 0.006	▲ 0.026	▲ 0.008
	6月中	0.000	0.002	0.001	▲ 0.024	▲ 0.003
	7月中	▲ 0.005	0.001	▲ 0.004	▲ 0.017	▲ 0.003
	7月末	1.195	1.022	1.082	1.844	0.777
当貸	2020年 4月中	▲ 0.174	▲ 0.517	▲ 0.078	0.309	▲ 0.092
	5月中	▲ 0.045	▲ 0.054	▲ 0.036	0.005	▲ 0.022
	6月中	0.061	0.107	0.038	0.088	▲ 0.012
	7月中	▲ 0.025	0.021	▲ 0.031	▲ 0.065	0.008
	7月末	2.173	1.314	2.043	5.587	1.192
出 所	日本銀行水戸事務所				日本銀行	

- (注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計、ゆうちょ銀行は含まない。
「地銀・地銀II」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。
「信金・信組」は、県内に本店のある先のみが対象。
2. 貸出金利を貸出金額で加重平均したもの。
「短期」は約定時の貸出期間が1年未満の貸出。「長期」は同1年以上の貸出。
計数は特別国際金融取引(オフショア融資)、金融機関向け貸出、中央銀行向け貸出、転借債を除き、国内円貨系のみ対象(一部金融機関向け貸出を含む)。
新規出店、合併、整理、統合先の計数処理の変更等による数高等の調整は行っていない。
3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「貸出約定平均金利の推移」の国内銀行の計数。

(4) 銀行券

(億円)

	発行	回収	発行・回収(▲)差		
				前年実績	
2018年	8,107	2,179	5,927	5,448	
2019年	7,858	1,677	6,181	5,927	
2019年	7~9月	1,623	215	1,407	1,443
	10~12月	2,656	216	2,439	2,287
2020年	1~3月	1,375	548	727	896
	4~6月	2,532	309	2,243	1,437
2020年	3月	507	79	427	473
	4月	869	87	812	1,074
	5月	569	201	368	▲ 148
	6月	1,114	51	1,063	809
	7月	534	37	496	534
	8月	440	28	411	525
出 所	日本銀行水戸事務所				



茨城労働局発表
令和2年9月1日(火)

【照会先】
茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 前島 圭一
地方労働市場情報官 喜古 朋幸
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

県内の雇用情勢の概況（令和2年7月分）

基調判断

「県内の雇用情勢は、改善の動きが弱まっている。」

求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.27倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下しました。（全国8番目）

9か月連続で低下。⇒資料 P3、P4、P5

※ 有効求人数（季節調整値）は、46,214人となり、前月と比べ3.9%増加。（2か月連続の増加）

※ 有効求職者数（季節調整値）は、36,398人となり、前月と比べ6.3%増加。（2か月連続の増加）

新規求人倍率（季節調整値）は、1.86倍となり、前月と比べ0.11ポイント増加しました。

⇒資料 P4、P5

- 正社員有効求人倍率（原数値）は、0.88倍となり、前年同月と比べ0.26ポイント低下しました。

7か月連続で低下。⇒資料 P6、P9

- 新規求人（原数値）は、前年同月に比べ16.6%減少となり、8か月連続減少しました。

主要産業別にみると、前年同月比で、教育、学習支援業（75人（42.1%）増）が増加しました。一方、製造業（730人（30.0%）減）、宿泊業、飲食サービス業（320人（90.0%）減）、運輸業、郵便業（354人（29.2%）減）、サービス業（他に分類されないもの）（754人（25.6%）減）、情報通信業（55人（17.2%）減）、生活関連サービス業、娯楽業（143人（13.7%）減）、学術研究、専門・技術サービス業（54人（12.6%）減）、医療、福祉（538人（10.5%）減）、建設業（147人（8.6%）減）、卸売業、小売業（24人（1.3%）減）、等が減少しました。

⇒資料 P4、P5、P7、P8、P11

- 新規求職者（原数値）は、前年同月に比べ1.4%減少となり、2か月ぶりに減少しました。

新規求職を雇用形態別にみると、パートタイムを除く常用が前年同月に比べ2.8%減少、常用的パートタイムは同1.4%増加しました。

⇒資料 P4、P5、P6、P11

- 失業の動き（雇用保険業務）

雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ11.3%減少しました。

雇用保険失業給付支給資格決定件数は、前年同月に比べ16.2%増加しました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ44.0%増加しました。

⇒資料 P10

※新規卒業者は除く

【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P 3 …… 有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）
受給資格決定件数、受給者実人員の推移
- P 4 …… 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 5 …… 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 6 …… 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P 7 …… 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
 - ① 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
 - ② 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P 8 …… 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P 9 …… 第5表 正社員求人・求職の状況
- P 10 …… 第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P 11 …… 第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 12 …… 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P 13 …… 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 14 …… 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）

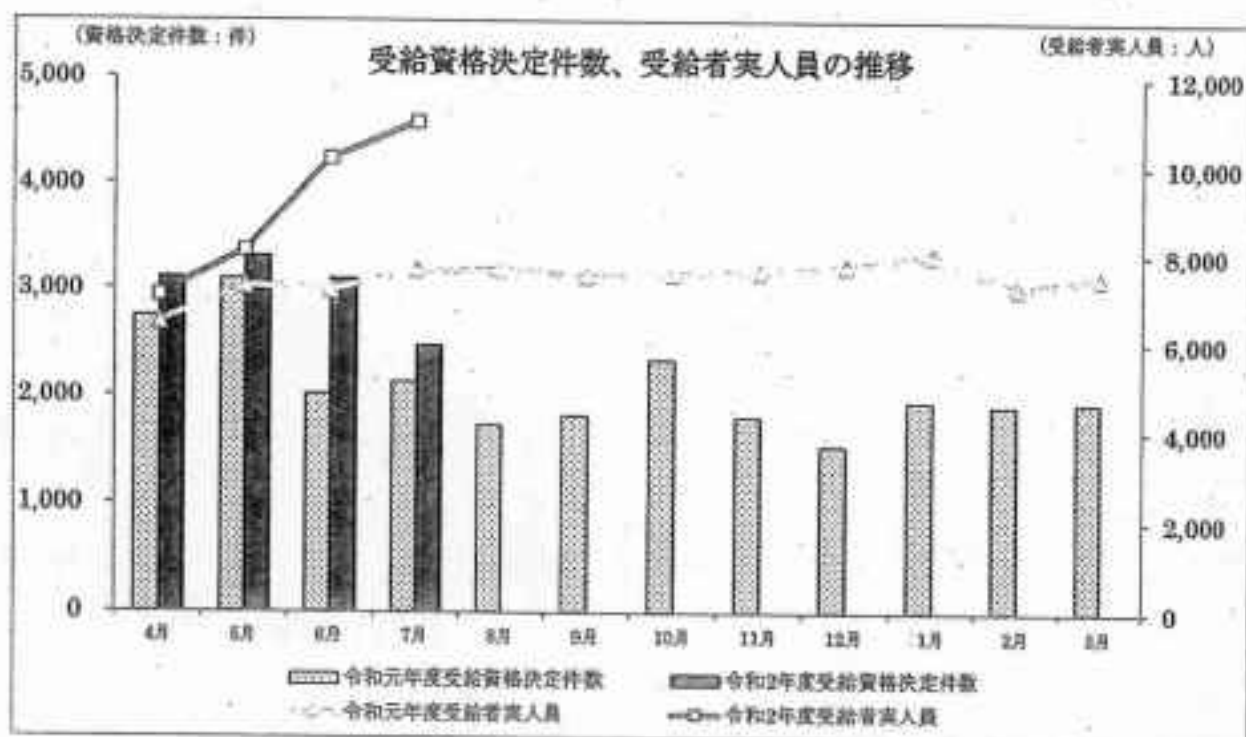
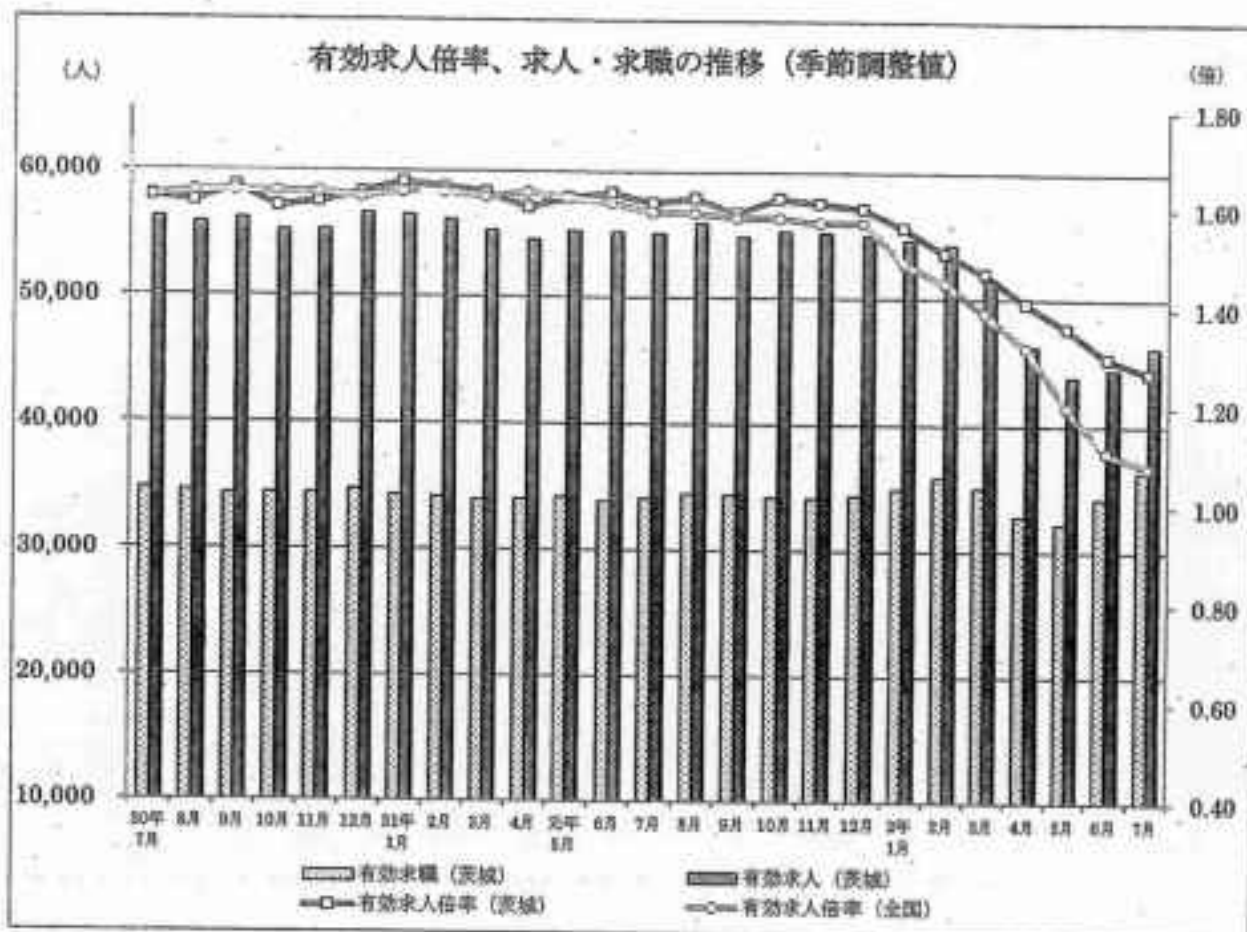
～ 用語の解説 ～

【職業紹介関係】

- *新規求人数 …… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- *有効求人数 …… 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。
- *新規求職者数 …… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数。
- *有効求職者数 …… 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職者数」の合計数。
- *求人倍率 …… 求職者数に対する求人数の割合。
 - ⇒新規求人倍率：新規求人数÷新規求職者数
 - ⇒有効求人倍率：有効求人数÷有効求職者数
 なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り出す季節別変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
 - ⇒正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数
 ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、純粋な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- *就職件数 …… 県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国ハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数。
- *充足数 …… 県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国ハローワークで紹介、就職が確認された件数。
- *一般 …… 以下のパートタイム以外の就業形態
- *パートタイム …… 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間二割以下、就業形態
- *常用 …… 雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

【雇用保険関係】

- *受給資格決定件数 …… 受付した届出簿を審査して、失業給付を受ける資格があると決定した件数。
- *受給者実人員 …… 失業給付を実際に受けた受給資格者の数。



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数	
	申請調査値 (人)	原数値 (人)	申請調査値 (人)	原数値 (人)	申請調査値 (倍)	原数値 (倍)	申請調査値 (件)	原数値 (件)	申請調査値 (人)	原数値 (人)	申請調査値 (倍)	原数値 (倍)		
平成27年度	-	40,963	-	47,401	-	1.16	-	10,532	-	17,174	-	1.63	2,474	
平成28年度	-	39,075	-	50,000	-	1.28	-	9,941	-	18,066	-	1.84	3,304	
平成29年度	-	38,487	-	54,694	-	1.50	-	9,141	-	19,542	-	2.14	3,134	
平成30年度	-	34,566	-	55,994	-	1.62	-	8,855	-	19,672	-	2.22	3,929	
令和元年度	-	34,388	-	54,683	-	1.59	-	8,590	-	19,028	-	2.22	2,700	
31年	1月	34,370	31,338	58,496	58,228	1.85	1.79	8,577	8,113	20,028	22,355	2.33	2,45	2,252
	2月	34,184	32,988	58,110	58,392	1.64	1.77	8,724	9,245	18,887	21,029	2.28	2.27	2,794
	3月	32,953	35,038	55,244	58,546	1.63	1.67	8,983	9,299	19,178	18,551	2.21	1.88	2,847
	4月	34,041	38,534	54,503	54,090	1.60	1.48	8,850	11,108	19,105	18,568	2.21	1.87	3,184
	元年	34,175	38,500	55,244	52,816	1.62	1.45	8,880	9,208	20,693	18,892	2.34	2.05	2,901
	6月	33,854	35,117	55,189	52,484	1.63	1.48	8,889	8,050	19,350	17,833	2.23	2.22	2,829
	7月	34,112	34,741	55,048	53,178	1.61	1.53	8,888	8,569	18,140	18,321	2.20	2.25	2,757
	8月	34,506	34,108	55,530	54,355	1.62	1.59	8,725	7,828	18,968	18,728	2.28	2.62	2,398
	9月	34,397	34,373	54,816	54,787	1.59	1.59	8,520	8,358	18,822	18,394	2.21	2.20	2,718
	10月	34,222	34,698	55,270	56,124	1.62	1.62	8,485	8,651	18,883	21,240	2.33	2.47	2,883
	11月	34,180	33,223	55,158	55,613	1.61	1.67	8,458	7,102	18,812	19,363	2.34	2.73	2,571
	12月	34,370	30,840	54,968	54,997	1.60	1.78	8,658	6,241	18,355	17,315	2.23	2.77	2,240
2年	1月	34,804	31,923	54,614	54,498	1.59	1.71	8,582	9,100	18,173	20,214	2.12	2.22	1,980
	2月	35,852	34,282	54,281	55,787	1.51	1.63	8,181	8,188	18,740	20,084	2.18	2.18	2,424
	3月	35,022	36,237	51,578	54,977	1.47	1.51	8,202	9,202	17,636	17,404	2.15	1.89	2,884
	4月	32,833	35,433	48,258	48,348	1.41	1.31	7,286	8,557	14,251	14,325	1.98	1.50	2,448
	5月	32,236	34,280	48,631	42,310	1.38	1.23	7,335	7,438	18,104	14,835	2.14	2.00	1,884
	6月	34,239	35,971	44,481	42,887	1.30	1.18	8,321	8,488	18,310	15,729	1.75	1.86	2,320
	7月	38,338	36,893	46,214	44,245	1.27	1.20	8,913	8,453	18,543	18,108	1.88	1.91	2,267
	8月													
	9月													
	10月													
	11月													
	12月													

	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成27年度	-	▲ 4.8	-	2.2	-	0.08	-	▲ 4.0	-	1.0	-	0.10	▲ 5.5	
平成28年度	-	▲ 4.6	-	8.5	-	0.12	-	▲ 6.8	-	5.2	-	0.21	▲ 4.9	
平成29年度	-	▲ 6.7	-	9.4	-	0.22	-	▲ 7.1	-	8.2	-	0.30	▲ 5.1	
平成30年度	-	▲ 5.2	-	2.4	-	0.12	-	▲ 3.1	-	0.7	-	0.08	▲ 6.5	
令和元年度	-	▲ 0.5	-	▲ 2.7	-	▲ 0.04	-	▲ 2.4	-	▲ 3.2	-	0.01	▲ 6.5	
31年	1月	▲ 1.3	▲ 3.1	▲ 0.2	3.1	0.02	0.10	▲ 1.8	▲ 6.0	▲ 0.2	5.8	0.02	0.13	▲ 2.9
	2月	▲ 0.3	▲ 2.9	▲ 0.7	2.8	▲ 0.01	0.10	1.7	▲ 3.8	▲ 0.7	3.7	▲ 0.05	0.10	▲ 6.3
	3月	▲ 0.8	▲ 2.5	▲ 1.5	▲ 1.2	▲ 0.01	0.02	▲ 0.7	▲ 4.4	▲ 2.8	▲ 12.5	▲ 0.07	▲ 0.18	▲ 6.4
	4月	0.3	▲ 2.5	▲ 1.3	▲ 4.7	▲ 0.03	▲ 0.03	▲ 0.2	▲ 4.1	▲ 0.4	▲ 4.3	0.00	▲ 0.01	▲ 5.4
	元年	0.4	▲ 3.6	1.4	▲ 4.1	0.02	0.00	2.4	▲ 8.0	8.3	4.2	0.13	0.24	▲ 11.5
	6月	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.1	▲ 1.5	0.01	0.03	▲ 2.2	▲ 5.4	▲ 6.3	▲ 6.8	▲ 0.11	▲ 0.02	▲ 7.2
	7月	0.8	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 1.7	▲ 0.03	▲ 0.01	0.3	1.8	▲ 1.1	▲ 3.3	▲ 0.03	▲ 0.13	▲ 3.2
	8月	1.2	▲ 1.4	1.8	▲ 1.3	0.01	0.00	0.3	▲ 8.8	4.3	3.2	0.08	0.28	▲ 11.3
	9月	▲ 0.3	0.3	▲ 2.0	▲ 1.8	▲ 0.03	▲ 0.04	▲ 2.3	1.8	▲ 6.7	▲ 4.2	▲ 0.06	▲ 0.14	▲ 2.4
	10月	▲ 0.5	▲ 1.3	0.8	▲ 1.2	0.02	0.06	▲ 0.4	▲ 9.5	4.8	▲ 2.9	0.11	0.17	▲ 8.3
	11月	▲ 0.1	▲ 1.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.3	▲ 7.0	0.7	0.1	0.02	0.21	▲ 6.8
	12月	0.8	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 0.01	▲ 0.02	2.4	2.7	▲ 2.8	▲ 2.0	▲ 0.12	▲ 0.17	▲ 8.3
2年	1月	1.8	1.9	▲ 0.6	▲ 2.2	▲ 0.04	▲ 0.08	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 5.5	▲ 9.8	▲ 0.10	▲ 0.23	▲ 12.1
	2月	2.7	3.9	▲ 0.8	▲ 4.4	▲ 0.05	▲ 0.14	7.1	▲ 0.6	8.8	▲ 4.3	0.03	▲ 0.08	▲ 11.3
	3月	▲ 2.3	3.6	▲ 4.9	▲ 6.1	▲ 0.04	▲ 0.16	▲ 10.6	▲ 1.0	▲ 10.7	▲ 8.1	0.00	▲ 0.10	6.5
	4月	▲ 6.3	▲ 2.0	▲ 10.3	▲ 14.3	▲ 0.08	▲ 0.17	▲ 18.8	▲ 14.0	▲ 18.2	▲ 22.8	▲ 0.19	▲ 0.17	▲ 23.1
	5月	▲ 1.8	▲ 5.1	▲ 5.2	▲ 18.9	▲ 0.05	▲ 0.22	3.7	▲ 19.0	13.0	▲ 20.9	0.18	▲ 0.05	▲ 42.0
	6月	6.2	2.4	1.4	▲ 18.7	▲ 0.09	▲ 0.30	23.7	17.0	1.3	▲ 11.3	▲ 0.38	▲ 0.58	▲ 29.8
	7月	6.3	6.2	3.8	▲ 16.8	▲ 0.03	▲ 0.33	▲ 4.4	▲ 1.4	1.4	▲ 16.6	0.11	▲ 0.34	▲ 18.1
	8月													
	9月													
	10月													
	11月													
	12月													

(注)季節調整法は、センサス局法Ⅲ(X-12-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の値は、令和2年1月公表時に季節調整法により訂正されている。
▲は減少を示す。年度の数は月平均のもの。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和2年7月

項目		年月	2年	2年	元年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			7月	6月	7月	(%,ポイント)	(%,ポイント)
全数	1 月間有効求職者数 (人)		36,893	35,971	34,741	2.6	6.2
	2 新規求職申込件数 (件)		8,453	9,488	8,569	▲ 10.9	▲ 1.4
	3 月間有効求人数 (人)		44,245	42,687	53,178	3.6	▲ 16.8
	4 新規求人数 (人)		16,108	15,729	19,321	2.4	▲ 16.6
	5 就職件数 (件)		2,267	2,320	2,767	▲ 2.3	▲ 18.1
	6 充足数 (人)		2,125	2,221	2,598	▲ 4.3	▲ 18.2
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.20	1.19	1.53	0.01	▲ 0.33
	季節調整値		1.27	1.30	1.61	▲ 0.03	▲ 0.34
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		1.91	1.66	2.25	0.25	▲ 0.34
	季節調整値		1.86	1.75	2.20	0.11	▲ 0.34
9 就職率(5/2×100) (%)		26.8	24.5	32.3	2.3	▲ 5.5	
10 充足率(6/4×100) (%)		13.2	14.1	13.4	▲ 0.9	▲ 0.2	
常用	11 月間有効求職者数 (人)		36,737	35,806	34,573	2.6	6.3
	12 新規求職申込件数 (件)		8,415	9,455	8,530	▲ 11.0	▲ 1.3
	13 月間有効求人数 (人)		39,658	38,028	48,055	4.3	▲ 17.5
	14 新規求人数 (人)		14,511	14,377	17,382	0.9	▲ 16.5
	15 就職件数 (件)		2,124	2,167	2,587	▲ 2.0	▲ 17.9
	16 充足数 (人)		2,004	2,075	2,432	▲ 3.4	▲ 17.6
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)		1.08	1.06	1.39	0.02	▲ 0.31
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)		1.72	1.52	2.04	0.20	▲ 0.32
	19 就職率(15/12×100) (%)		25.2	22.9	30.3	2.3	▲ 5.1
	20 充足率(16/14×100) (%)		13.8	14.4	14.0	▲ 0.6	▲ 0.2

(注) 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2 ▲は減少である。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和2年7月

項目	年月	2年	2年	元年	対前月増	対前年同月
		7月	6月	7月	減率、差 (%、ポイント)	増減率、差 (%、ポイント)
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)	23,433	22,573	21,684	3.8	8.1
	2 新規求職申込件数 (件)	5,485	5,976	5,641	▲ 8.2	▲ 2.8
	3 月間有効求人数 (人)	24,281	23,477	30,024	3.4	▲ 19.1
	4 新規求人数 (人)	8,940	8,783	10,911	1.8	▲ 18.1
	5 就職件数 (件)	1,162	1,175	1,584	▲ 1.1	▲ 26.6
	6 充足数 (人)	1,083	1,103	1,471	▲ 1.8	▲ 26.4
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.04	1.04	1.38	0.00	▲ 0.34
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.63	1.47	1.93	0.16	▲ 0.30
	9 就職率(5/2×100) (%)	21.2	19.7	28.1	1.5	▲ 6.9
	10 充足率(6/4×100) (%)	12.1	12.6	13.5	▲ 0.5	▲ 1.4
正社員	11 月間有効求人数 (人)	20,706	19,953	24,745	3.8	▲ 16.3
	12 新規求人数 (人)	7,618	7,497	8,886	1.6	▲ 14.3
	13 就職件数 (件)	921	957	1,250	▲ 3.8	▲ 26.3
	14 充足数 (人)	863	903	1,172	▲ 4.4	▲ 26.4
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)	0.88	0.88	1.14	0.00	▲ 0.26
	16 充足率(14/12×100) (%)	11.3	12.0	13.2	▲ 0.7	▲ 1.9
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)	13,304	13,233	12,889	0.5	3.2
	18 新規求職申込件数 (件)	2,930	3,479	2,889	▲ 15.8	1.4
	19 月間有効求人数 (人)	15,377	14,551	18,031	5.7	▲ 14.7
	20 新規求人数 (人)	5,571	5,594	6,471	▲ 0.4	▲ 13.9
	21 就職件数 (件)	962	992	1,003	▲ 3.0	▲ 4.1
	22 充足数 (人)	921	972	961	▲ 5.2	▲ 4.2
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)	1.16	1.10	1.40	0.06	▲ 0.24
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)	1.90	1.61	2.24	0.29	▲ 0.34
	25 就職率(21/18×100) (%)	32.8	28.5	34.7	4.3	▲ 1.9
	26 充足率(22/20×100) (%)	16.5	17.4	14.9	▲ 0.9	1.6

(注) 1 ▲は減少である。

2 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和2年7月

産業・規模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム	
新規求人 数(人)	合計	16,108	9,677	8,940	737	6,431	
	D 建設業	1,556	1,474	1,461	13	82	
	E 製造業	1,707	1,274	1,202	72	433	
	G 情報通信業	265	235	219	16	30	
	H 運輸業、郵便業	857	674	666	8	183	
	I 卸売業、小売業	1,768	703	629	74	1,065	
	L 学術研究、専門・技術サービス業	373	284	271	13	89	
	M 宿泊業、飲食サービス業	748	289	289	0	459	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	899	451	451	0	448	
	O 教育、学習支援業	253	88	87	1	165	
	P 医療、福祉	4,599	2,274	2,262	12	2,325	
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,193	1,517	1,006	511	678	
	(規模別)						
	29人以下	9,809	5,995	5,514	481	3,814	
30~99人	3,658	2,166	2,074	92	1,492		
100~299人	1,785	1,046	918	128	739		
300~499人	365	212	208	4	153		
500~999人	429	201	196	5	228		
1,000人以上	62	57	30	27	5		
対前年 同月 比	合計	▲ 16.6	▲ 20.1	▲ 18.1	▲ 38.9	▲ 10.7	
	D 建設業	▲ 8.6	▲ 5.3	▲ 4.8	▲ 38.1	▲ 44.2	
	E 製造業	▲ 30.0	▲ 28.1	▲ 26.7	▲ 45.9	▲ 34.8	
	G 情報通信業	▲ 17.2	▲ 22.2	▲ 26.8	433.3	66.7	
	H 運輸業、郵便業	▲ 29.2	▲ 29.6	▲ 23.9	▲ 90.2	▲ 28.0	
	I 卸売業、小売業	▲ 1.3	▲ 28.6	▲ 27.4	▲ 37.3	31.8	
	L 学術研究、専門・技術サービス業	▲ 12.6	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 51.9	▲ 23.3	
	M 宿泊業、飲食サービス業	▲ 30.0	▲ 38.5	▲ 38.5	0.0	▲ 23.2	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	▲ 13.7	▲ 3.0	▲ 0.4	▲ 100.0	▲ 22.4	
	O 教育、学習支援業	42.1	20.5	24.3	▲ 66.7	57.1	
	P 医療、福祉	▲ 10.5	▲ 11.7	▲ 11.2	▲ 57.1	▲ 9.3	
	R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 25.6	▲ 21.2	▲ 17.2	▲ 27.9	▲ 33.9	
	(規模別)						
	29人以下	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 18.1	▲ 38.9	▲ 18.8	
30~99人	▲ 17.7	▲ 21.8	▲ 18.6	▲ 58.7	▲ 10.8		
100~299人	3.7	▲ 6.5	▲ 7.2	▲ 1.5	22.8		
300~499人	▲ 4.5	▲ 19.4	▲ 6.3	▲ 90.2	28.6		
500~999人	51.1	▲ 2.0	5.9	▲ 75.0	188.6		
1,000人以上	▲ 77.4	▲ 76.4	▲ 87.3	440.0	▲ 84.4		

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

産業	元年					2年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
合計	3.2	▲ 4.2	▲ 2.9	0.1	▲ 2.0	▲ 9.8	▲ 4.8	▲ 0.2	▲ 22.9	▲ 20.8	▲ 11.8	▲ 16.6
D 建設業	▲ 17.8	▲ 1.4	▲ 4.1	▲ 3.5	2.5	▲ 20.0	▲ 14.3	▲ 0.1	▲ 8.2	▲ 4.7	2.3	▲ 8.8
E 製造業	▲ 7.3	▲ 18.1	▲ 10.1	▲ 23.6	▲ 17.7	▲ 17.6	▲ 35.4	▲ 28.1	▲ 30.4	▲ 40.7	▲ 42.4	▲ 30.0
G 情報通信業	0.0	▲ 33.7	6.2	▲ 2.9	▲ 26.2	▲ 11.2	5.6	▲ 32.9	▲ 38.2	▲ 43.9	▲ 10.8	▲ 17.2
H 運輸業、郵便業	▲ 13.7	▲ 2.8	▲ 12.8	▲ 16.5	▲ 5.5	▲ 22.8	▲ 19.8	▲ 18.8	▲ 25.3	▲ 34.1	▲ 20.2	▲ 28.2
I 卸売業、小売業	▲ 0.8	▲ 16.0	16.7	28.0	▲ 1.5	▲ 20.5	38.3	▲ 29.8	▲ 15.4	41.3	▲ 3.4	▲ 1.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	▲ 2.5	1.9	▲ 35.7	▲ 19.9	▲ 31.4	▲ 43.8	▲ 3.2	▲ 34.3	▲ 58.0	▲ 42.3	▲ 33.8	▲ 12.8
M 宿泊業、飲食サービス業	4.6	27.0	▲ 11.4	34.7	24.5	▲ 40.4	▲ 17.5	▲ 27.0	▲ 64.0	▲ 54.3	▲ 13.4	▲ 30.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	6.7	▲ 10.6	3.2	13.1	▲ 14.3	▲ 10.8	▲ 21.4	▲ 23.0	▲ 26.1	▲ 40.0	▲ 38.9	▲ 13.7
O 教育、学習支援業	69.0	▲ 0.9	▲ 11.6	▲ 10.5	46.8	19.1	▲ 2.1	128.1	▲ 3.2	▲ 23.3	▲ 29.1	42.1
P 医療、福祉	26.7	10.4	▲ 0.2	15.5	3.2	19.9	4.5	3.5	▲ 6.4	▲ 20.4	2.1	▲ 10.5
R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 0.1	▲ 10.4	▲ 17.8	▲ 11.8	4.9	▲ 28.3	▲ 20.9	▲ 10.2	▲ 28.1	▲ 30.2	▲ 10.6	▲ 26.6

(注) 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。

第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産 業	令和2年7月				
	令和2年 7月	令和2年 6月	令和元年 7月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	16,108	15,729	19,321	▲ 3,213	▲ 16.6
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	180	274	186	▲ 6	▲ 3.2
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	3	3	10	▲ 7	▲ 70.0
D 建設業(06~08)	1,556	1,718	1,703	▲ 147	▲ 8.6
08 総合工事業	816	925	924	▲ 108	▲ 11.7
E 製造業(09~32)	1,707	1,461	2,437	▲ 730	▲ 30.0
09 食料品製造業	440	511	547	▲ 107	▲ 19.6
10 飲料・たばこ・飼料製造業	17	9	30	▲ 13	▲ 43.3
11 繊維工業	33	40	19	14	73.7
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	57	15	25	32	128.0
13 家具・装備品製造業	13	8	10	3	30.0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	47	36	81	▲ 34	▲ 42.0
15 印刷・関連産業	35	26	43	▲ 8	▲ 18.6
16 化学工業	63	71	116	▲ 53	▲ 45.7
17 石油製品・石炭製品製造業	1	6	2	▲ 1	▲ 50.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	160	153	237	▲ 77	▲ 32.5
19 ゴム製品製造業	18	6	30	▲ 12	▲ 40.0
21 窯業・土石製品製造業	80	73	121	▲ 41	▲ 33.9
22 鉄鋼業	21	13	56	▲ 35	▲ 62.5
23 非鉄金属製造業	28	22	55	▲ 27	▲ 49.1
24 金属製品製造業	223	141	309	▲ 86	▲ 27.8
25 はん用機械器具製造業	56	47	102	▲ 46	▲ 45.1
26 生産用機械器具製造業	76	50	135	▲ 59	▲ 43.7
27 業務用機械器具製造業	36	36	51	▲ 15	▲ 29.4
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	19	20	44	▲ 25	▲ 56.8
29 電気機械器具製造業	136	72	169	▲ 33	▲ 19.5
30 情報通信機械器具製造業	13	20	15	▲ 2	▲ 13.3
31 輸送用機械器具製造業	75	45	178	▲ 103	▲ 57.9
25~31< 輸出型産業 小計 >	411	290	694	▲ 283	▲ 40.8
20, 32 その他の製造業	60	41	62	▲ 2	▲ 3.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	10	12	24	▲ 14	▲ 58.3
G 情報通信業(37~41)	285	245	320	▲ 55	▲ 17.2
39 情報サービス業	232	234	297	▲ 65	▲ 21.9
H 運輸業, 郵便業(42~49)	857	860	1,211	▲ 354	▲ 29.2
I 卸売業, 小売業(50~61)	1,768	1,666	1,792	▲ 24	▲ 1.3
50~55 卸売業	399	328	655	▲ 256	▲ 39.1
56~61 小売業	1,369	1,338	1,137	232	20.4
J 金融業, 保険業(62~67)	151	107	109	42	38.5
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	176	172	192	▲ 16	▲ 8.3
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	373	304	427	▲ 54	▲ 12.6
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	748	573	1,068	▲ 320	▲ 30.0
76 飲食店	637	470	882	▲ 245	▲ 27.8
N 生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	899	609	1,042	▲ 143	▲ 13.7
O 教育, 学習支援業(81, 82)	253	229	178	75	42.1
P 医療, 福祉(83~85)	4,589	4,609	5,137	▲ 538	▲ 10.5
83 医療業	1,191	1,359	1,477	▲ 286	▲ 19.4
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,389	3,229	3,638	▲ 249	▲ 6.8
Q 複合サービス事業(86, 87)	108	121	177	▲ 69	▲ 39.0
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,193	2,285	2,947	▲ 754	▲ 25.6
91 職業紹介・労働者派遣業	847	1,008	1,351	▲ 504	▲ 37.3
92 その他の事業サービス業	1,003	1,016	1,256	▲ 253	▲ 20.1
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97~99)	262	481	361	▲ 99	▲ 27.4

(注)平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表取したもの。▲は減少を表す。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の有効求人倍率 (厚数値)	正社員有効求人倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、派遣、契約社員等	正社員	パート、派遣、契約社員等	合計	常用フルタイム	パート、臨時・季節
29年度	1.50	0.97	656,327	273,801	382,726	41.7	58.3	437,807	283,524	154,083
30年度	1.62	1.10	671,924	291,078	380,846	43.3	56.7	414,795	265,783	149,012
元年度	1.58	1.12	653,554	289,633	363,921	44.3	55.7	412,634	257,457	155,177
31年4月	1.48	1.08	54,050	24,611	29,439	45.5	54.5	36,534	22,881	13,653
元年5月	1.45	1.07	52,816	24,057	28,759	45.5	54.5	36,500	22,477	14,023
6月	1.49	1.12	52,484	24,150	28,334	46.0	54.0	35,117	21,522	13,585
7月	1.53	1.14	53,178	24,745	28,433	46.5	53.5	34,741	21,084	13,057
8月	1.59	1.15	54,355	24,689	29,666	45.4	54.6	34,106	21,493	12,613
9月	1.59	1.12	54,787	24,142	30,645	44.1	55.9	34,373	21,568	12,805
10月	1.62	1.14	56,124	24,706	31,418	44.0	56.0	34,688	21,580	13,118
11月	1.67	1.19	55,613	24,414	31,199	43.9	56.1	33,223	20,533	12,690
12月	1.78	1.23	54,907	23,723	31,184	43.2	56.8	30,840	19,353	11,487
2年1月	1.71	1.17	54,456	23,623	30,833	43.4	56.6	31,923	20,175	11,748
2月	1.63	1.09	55,797	23,440	32,357	42.0	58.0	34,282	21,488	12,794
3月	1.51	1.03	54,977	23,353	31,624	42.5	57.5	36,297	22,703	13,584
4月	1.31	0.95	46,346	21,234	25,112	45.8	54.2	35,423	22,454	12,969
5月	1.23	0.90	42,310	19,589	22,721	48.3	51.7	34,280	21,709	12,551
6月	1.19	0.88	42,667	19,953	22,714	46.7	53.3	35,971	22,573	13,398
7月	1.20	0.88	44,245	20,706	23,539	46.8	53.2	36,893	23,433	13,460
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
3年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

31年4月	▲ 0.03	0.08	▲ 4.7	1.7	▲ 9.8	2.8	▲ 2.6	▲ 2.5	▲ 3.9	▲ 0.1
元年5月	0.00	0.07	▲ 4.1	1.9	▲ 8.2	2.4	▲ 2.4	▲ 3.0	▲ 5.6	▲ 0.4
6月	0.03	0.09	▲ 1.5	2.8	▲ 4.7	1.8	▲ 1.8	▲ 3.7	▲ 5.9	0.0
7月	▲ 0.01	0.11	▲ 1.7	5.8	▲ 7.4	3.3	▲ 3.3	▲ 1.4	▲ 4.3	3.9
8月	0.00	0.09	▲ 1.3	3.9	▲ 5.3	2.3	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 4.4	4.2
9月	▲ 0.04	0.03	▲ 1.5	0.5	▲ 3.1	0.9	▲ 0.9	0.9	▲ 2.9	6.8
10月	0.00	0.04	▲ 1.2	▲ 1.0	▲ 1.3	0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 5.2	5.9
11月	▲ 0.01	0.05	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 1.6	0.1	▲ 0.1	▲ 1.2	▲ 5.0	5.9
12月	▲ 0.02	0.03	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 1.7	0.2	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 3.1	4.6
2年1月	▲ 0.08	▲ 0.09	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 3.8	0.4	▲ 0.4	1.9	0.1	5.1
2月	▲ 0.14	▲ 0.10	▲ 4.4	▲ 6.7	▲ 2.7	▲ 1.0	1.0	3.9	1.5	8.2
3月	▲ 0.16	▲ 0.11	▲ 6.1	▲ 8.8	▲ 4.0	▲ 1.2	1.2	3.6	1.4	7.4
4月	▲ 0.17	▲ 0.13	▲ 14.3	▲ 13.7	▲ 14.7	0.3	▲ 0.3	▲ 3.0	▲ 1.9	▲ 5.0
5月	▲ 0.22	▲ 0.17	▲ 19.9	▲ 18.6	▲ 21.0	0.8	▲ 0.8	▲ 6.1	▲ 3.4	▲ 10.5
6月	▲ 0.30	▲ 0.24	▲ 18.7	▲ 17.4	▲ 19.9	0.7	▲ 0.7	2.4	4.9	▲ 1.4
7月	▲ 0.33	▲ 0.25	▲ 16.8	▲ 16.3	▲ 17.3	0.3	▲ 0.3	6.2	8.1	3.1
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
3年1月										
2月										
3月										

(注)1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、前掲の資料での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」は、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。

3. ▲は減少を示す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況			
	①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 専業主婦合 意離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比
平成27年度	130,481 (10,872)	▲ 2.8	120,592 (10,049)	▲ 1.1	6,968 (581)	▲ 8.3	29,051 (2,421)	▲ 4.0	9,478	▲ 5.2
平成28年度	141,361 (11,780)	8.4	122,771 (10,231)	1.8	6,586 (549)	▲ 5.5	27,052 (2,254)	▲ 6.9	7,934	▲ 6.4
平成29年度	143,533 (11,961)	1.5	125,496 (10,458)	2.2	5,833 (486)	▲ 11.4	25,572 (2,131)	▲ 5.5	7,277	▲ 8.3
平成30年度	140,156 (11,680)	▲ 2.4	130,296 (10,858)	3.8	5,966 (497)	2.3	25,227 (2,102)	▲ 1.4	7,001	▲ 3.6
令和元年度	138,637 (11,680)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	6.3
平成31年 4月	22,951	24.2	23,207	6.7	1,583	35.8	2,744	▲ 7.8	6,468	10.7
令和元年 5月	17,699	▲ 6.9	11,320	▲ 7.1	453	▲ 4.0	3,096	0.9	7,275	▲ 1.2
6月	11,987	▲ 9.4	9,348	▲ 0.7	477	52.9	2,011	0.2	7,184	1.3
7月	11,324	▲ 2.0	10,794	1.3	557	28.9	2,127	4.4	7,635	0.8
8月	9,766	▲ 5.2	9,224	▲ 3.3	489	45.1	1,730	▲ 12.3	7,646	▲ 2.5
9月	9,167	5.0	8,889	▲ 4.0	398	▲ 32.5	1,821	1.1	7,498	2.7
10月	10,531	▲ 11.1	11,022	▲ 9.0	735	52.2	2,341	▲ 1.6	7,555	0.8
11月	9,699	▲ 9.4	8,437	▲ 1.1	371	▲ 7.0	1,806	▲ 6.7	7,603	7.3
12月	8,404	▲ 1.1	7,451	▲ 0.3	375	3.6	1,534	11.1	7,738	16.6
令和2年 1月	8,861	0.2	10,598	0.2	608	20.5	1,947	2.5	7,992	18.5
2月	8,482	▲ 13.4	8,292	▲ 8.3	428	7.0	1,908	2.6	7,259	10.4
3月	9,766	6.6	10,444	7.2	515	0.6	1,929	1.1	7,477	15.9
4月	17,143	▲ 25.3	22,755	▲ 1.9	1,498	▲ 5.4	3,108	13.3	7,063	9.2
5月	19,170	8.3	11,323	0.9	787	73.7	3,309	6.9	8,090	11.2
6月	14,268	19.0	9,136	▲ 2.3	676	41.7	3,092	53.6	10,183	41.7
7月	9,430	▲ 16.7	9,579	▲ 11.3	542	▲ 2.7	2,472	16.2	10,998	44.0
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
令和3年 1月										
2月										
3月										

(注1)各年度の()及び各年度の受給者実人員は月平均の数値。▲は減少を表す。
(注2)令和2年4月分以降は速報値であり、修正があり得る。なお、④欄の前回公表値について、令和2年1月(1,949)、2月(1,914)、3月(1,938)、令和元年度(25,011)、令和元年度月平均(2,084)から修正している。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和2年7月

項目 所別		月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率	
県央	水戸	原数値	7,385	1,648	10,116	3,353	507	547	1.37	2.03	30.8
		前年同月比	4.4	▲ 3.8	▲ 20.0	▲ 19.7	▲ 10.9	▲ 13.4	▲ 0.42	▲ 0.41	▲ 2.4
	(笠間)	原数値	1,155	250	859	300	94	55	0.74	1.20	37.6
		前年同月比	8.0	▲ 2.7	▲ 10.7	▲ 11.2	4.4	▲ 16.7	▲ 0.16	▲ 0.12	2.6
	常陸大宮	原数値	1,661	377	1,406	519	108	79	0.85	1.38	28.6
		前年同月比	9.1	8.0	▲ 22.8	▲ 16.0	▲ 38.3	▲ 37.8	▲ 0.35	▲ 0.39	▲ 21.5
県央計	原数値	10,201	2,275	12,381	4,172	709	681	1.21	1.83	31.2	
	前年同月比	5.6	▲ 1.9	▲ 19.7	▲ 18.7	▲ 15.0	▲ 17.5	▲ 0.39	▲ 0.38	▲ 4.8	
県北	日立	原数値	2,061	495	2,089	826	140	137	1.01	1.67	28.3
		前年同月比	4.1	▲ 1.4	▲ 28.8	▲ 27.4	▲ 26.7	▲ 25.1	▲ 0.47	▲ 0.56	▲ 9.7
	高萩	原数値	1,257	299	836	352	80	67	0.67	1.18	26.8
		前年同月比	6.2	2.4	▲ 26.5	▲ 13.7	▲ 29.2	▲ 37.4	▲ 0.29	▲ 0.22	▲ 11.9
	県北計	原数値	3,318	794	2,925	1,178	220	204	0.88	1.48	27.7
		前年同月比	4.9	0.0	▲ 28.1	▲ 23.8	▲ 27.6	▲ 29.7	▲ 0.41	▲ 0.47	▲ 10.6
県南	土浦	原数値	5,801	1,332	11,682	4,290	283	334	2.01	3.22	21.2
		前年同月比	0.6	▲ 8.3	▲ 2.4	▲ 15.9	▲ 24.1	▲ 13.7	▲ 0.07	▲ 0.37	▲ 8.0
	常総	原数値	2,490	609	2,778	1,027	123	136	1.12	1.69	20.2
		前年同月比	3.8	2.7	▲ 19.8	▲ 16.6	▲ 24.5	▲ 7.5	▲ 0.32	▲ 0.44	▲ 7.3
	石岡	原数値	1,581	369	1,395	621	105	93	0.88	1.68	28.5
		前年同月比	▲ 3.2	▲ 15.4	▲ 21.8	▲ 5.0	▲ 34.8	▲ 41.5	▲ 0.21	0.18	▲ 8.4
龍ヶ崎	原数値	4,080	817	3,364	1,242	201	152	0.82	1.52	24.6	
	前年同月比	5.4	▲ 5.1	▲ 13.5	▲ 0.3	▲ 17.6	▲ 18.7	▲ 0.18	0.07	▲ 3.7	
県南計	原数値	13,952	3,127	19,219	7,180	712	715	1.38	2.30	22.8	
	前年同月比	2.1	▲ 5.6	▲ 8.9	▲ 13.1	▲ 24.3	▲ 18.8	▲ 0.16	▲ 0.20	▲ 5.6	
県西	筑西	原数値	2,551	589	2,848	1,059	167	158	1.12	1.80	28.4
		前年同月比	21.9	19.7	▲ 25.8	▲ 10.8	▲ 15.2	▲ 10.2	▲ 0.71	▲ 0.61	▲ 11.6
	(下妻)	原数値	1,261	319	805	331	98	55	0.64	1.04	30.1
		前年同月比	14.0	3.8	▲ 23.9	▲ 16.5	▲ 1.0	▲ 17.9	▲ 0.39	▲ 0.28	▲ 1.4
	古河	原数値	2,649	654	2,792	1,018	157	124	1.05	1.56	24.0
		前年同月比	9.2	2.7	▲ 18.7	▲ 23.3	▲ 17.8	▲ 19.5	▲ 0.37	▲ 0.52	▲ 6.0
県西計	原数値	6,461	1,562	6,445	2,407	420	337	1.00	1.54	26.9	
	前年同月比	14.9	8.7	▲ 23.3	▲ 17.5	▲ 13.4	▲ 15.1	▲ 0.49	▲ 0.49	▲ 6.9	
県行	常陸那珂	原数値	2,961	695	3,275	1,171	206	188	1.11	1.68	29.6
		前年同月比	13.1	▲ 1.8	▲ 21.6	▲ 20.0	1.5	▲ 8.7	▲ 0.48	▲ 0.39	0.9
	県行計	原数値	2,961	695	3,275	1,171	206	188	1.11	1.68	29.6
		前年同月比	13.1	▲ 1.8	▲ 21.6	▲ 20.0	1.5	▲ 8.7	▲ 0.48	▲ 0.39	0.9
合計	原数値	36,893	8,453	44,245	16,108	2,267	2,125	1.20	1.91	26.8	
	前年同月比	6.2	▲ 1.4	▲ 16.8	▲ 16.6	▲ 18.1	▲ 18.2	▲ 0.33	▲ 0.34	▲ 5.5	

項目 地域別	月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率	
県央	前年同月比	5.6	▲ 1.9	▲ 19.7	▲ 18.7	▲ 15.0	▲ 17.5	▲ 0.39	▲ 0.38	▲ 4.8
	前月比	2.4	▲ 12.3	3.3	▲ 13.9	▲ 8.1	▲ 7.2	0.01	▲ 0.04	2.7
県北	前年同月比	4.9	0.0	▲ 28.1	▲ 23.8	▲ 27.6	▲ 29.7	▲ 0.41	▲ 0.47	▲ 10.6
	前月比	1.3	▲ 6.5	5.3	17.7	▲ 10.8	▲ 7.3	0.03	0.30	▲ 1.3
県南	前年同月比	2.1	▲ 5.6	▲ 8.9	▲ 13.1	▲ 24.3	▲ 18.8	▲ 0.16	▲ 0.20	▲ 5.6
	前月比	2.0	▲ 9.8	5.6	16.4	▲ 2.9	▲ 3.1	0.05	0.52	1.7
県西	前年同月比	14.9	8.7	▲ 23.3	▲ 17.5	▲ 13.4	▲ 15.1	▲ 0.49	▲ 0.49	▲ 6.9
	前月比	4.7	▲ 11.7	▲ 1.3	3.2	2.2	▲ 5.1	▲ 0.06	0.22	3.7
県行	前年同月比	13.1	▲ 1.8	▲ 21.6	▲ 20.0	1.5	▲ 8.7	▲ 0.48	▲ 0.39	0.9
	前月比	2.7	▲ 14.3	2.4	▲ 15.2	7.9	8.0	0.00	▲ 0.02	6.0
合計	前年同月比	6.2	▲ 1.4	▲ 16.8	▲ 16.6	▲ 18.1	▲ 18.2	▲ 0.33	▲ 0.34	▲ 5.5
	前月比	2.8	▲ 10.9	2.6	2.4	▲ 2.3	▲ 4.3	0.01	0.25	2.3

(注) ()は出張所。 ▲は減少を表す。 求人倍率は前年同月及び前月との差。

一般職業紹介状況一覽表(令和2年7月分)

《茨城県》

＜季節調整値＞		7月	前月比(P)	当県の位置
1	有効求人倍率(倍)	1.27	▲ 0.00	全国9番目
2	新規求人倍率(倍)	1.55	0.11	全国12番目

＜新規＞		7月	前月比(N・P)	前年比(N・P)	備考
3	新規求職(件)	8,453	▲ 10.8	▲ 1.4	前年比1か月より減少
4	新規求人(人)	15,108	2.4	▲ 18.8	前年比11か月連続の減少
5	求人倍率(倍)	1.91	0.25	▲ 0.34	

＜有効＞		7月	前月比(N・P)	前年比(N・P)	備考
6	有効求職(人)	36,893	2.6	8.2	前年比2か月連続の増加
7	有効求人(人)	44,245	2.8	▲ 18.8	前年比11か月連続の減少
8	求人倍率(倍)	1.20	0.01	▲ 0.33	

＜雇用保険＞		7月	前月比(N)	前年比(N)	備考
9	支給資格決定件数(件)	3,092	▲ 8.2	22.8	前年比11か月連続の増加
10	支給者数(人)	10,193	25.4	41.7	前年比11か月連続の増加

注:()は単位

産業別新規求人状況			
主な産業	7月	前月比(N)	前年比(N)
全産業	15,108	2.4	▲ 14.0
建設業	1,558	▲ 8.4	▲ 8.8
製造業	1,707	18.8	▲ 30.0
情報通信業	285	8.2	▲ 17.2
運輸業、郵便業	857	▲ 0.3	▲ 29.2
卸売業、小売業	1,768	6.1	▲ 1.3
学術研究、専門技術サービス業	373	22.7	▲ 17.8
宿泊業、飲食サービス業	748	30.3	▲ 30.0
生活関連サービス業、娯楽業	899	47.8	▲ 12.7
教育、学習支援業	253	10.8	42.1
医療、福祉	4,599	▲ 8.2	▲ 10.5
サービス業	2,193	▲ 4.0	▲ 23.6

＜全国＞

＜季節調整値＞		7月	前月比(P)	
11	有効求人倍率(倍)	1.08	▲ 0.03	
12	新規求人倍率(倍)	1.72	0.00	

＜新規＞		7月	前月比(N・P)	前年比(N・P)	
13	新規求職(件)	388,842	▲ 10.8	▲ 1.8	
14	新規求人(人)	700,142	▲ 7.4	▲ 28.8	
15	求人倍率(倍)	1.80	0.06	▲ 0.68	

＜有効＞		7月	前月比(N・P)	前年比(N・P)	
16	有効求職(人)	1,869,444	1.8	2.2	
17	有効求人(人)	1,958,833	1.5	▲ 27.7	
18	求人倍率(倍)	1.05	0.50	▲ 0.50	

＜雇用保険＞		7月	前月比(N)	前年比(N)	
19	支給資格決定件数(件)	158,921	▲ 7.3	47.2	
20	支給者数(人)	486,373	21.8	25.8	

産業別新規求人状況

主な産業	7月	前月比(N)	前年比(N)
全産業	700,142	▲ 7.4	▲ 28.8
建設業	73,849	▲ 8.1	▲ 3.8
製造業	58,011	▲ 3.6	▲ 40.2
情報通信業	17,938	▲ 6.7	▲ 24.1
運輸業、郵便業	39,516	1.1	▲ 30.7
卸売業、小売業	91,443	▲ 4.0	▲ 33.4
学術研究、専門技術サービス業	18,401	▲ 11.2	▲ 26.8
宿泊業、飲食サービス業	49,198	▲ 18.4	▲ 44.0
生活関連サービス業、娯楽業	22,879	▲ 5.8	▲ 34.0
教育、学習支援業	11,814	▲ 5.8	▲ 27.8
医療、福祉	185,062	▲ 8.8	▲ 21.0
サービス業	80,448	▲ 3.7	▲ 32.2

(注1)全国の数値は厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険事後月報」より。
 (注2)雇用保険関係数値は過剰値のため修正があり得る。

【別添資料2】季節調整済有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

年度	性別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	標準差	備考
1989	039	0.71	0.74	0.77	0.80	0.89	0.98	1.07	1.28	1.20	1.28	1.10	1.34	1.02	1.19	アパレル小売業(1991年1月～1992年1月)
1994	38	1.37	1.51	1.45	1.48	1.52	1.55	1.52	1.41	1.38	1.32	1.47	1.59	1.48	1.42	
1992	40	1.49	1.37	1.37	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.99	0.99	0.95	0.80	1.08	0.95	
1986	41	0.83	0.83	0.88	0.88	1.00	1.03	1.15	1.39	1.38	1.40	1.38	1.41	1.14	1.32	パナソニック(1986年1月～1987年1月)
1987	42	1.52	1.64	1.87	1.76	1.75	1.88	1.88	1.84	1.70	1.80	1.79	1.85	1.77	1.84	
1988	43	1.34	1.31	1.31	1.71	1.83	1.83	1.80	1.81	1.82	1.80	1.72	1.83	1.84	1.84	
1989	44	1.88	1.88	1.87	2.18	2.12	2.33	2.33	2.32	2.38	2.45	2.48	2.73	2.24	2.37	
1970	49	2.57	2.44	2.17	2.24	2.47	2.53	2.54	1.87	2.14	2.16	2.13	2.09	2.24	2.11	
1971	48	1.91	1.88	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.33	1.48	
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.40	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.21	1.58	2.08	西武百貨店(1972年1月～1980年1月)
1979	46	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.21	3.28	3.38	3.43	3.14	3.00	2.89	3.19	3.11	富士通(1979年1月～1980年1月)
1974	45	2.80	2.88	2.73	2.83	2.40	2.05	1.83	1.49	1.51	1.48	1.29	1.18	1.90	1.48	
1973	39	0.98	0.93	0.96	0.75	0.72	0.74	0.74	0.72	0.78	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.83	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.39	1.10	1.08	1.04	1.04	1.04	1.07	
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.89	0.83	0.83	0.84	0.83	0.82	0.88	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.88	0.85	0.82	0.81	0.87	0.88	0.90	0.85	1.01	0.81	0.88	
1975	54	1.03	1.03	1.04	1.09	1.14	1.19	1.27	1.33	1.27	1.20	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	50	1.23	1.25	1.20	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.00	1.14	1.07	富士通(1980年1月～1981年1月)
1981	55	0.93	0.88	0.94	0.90	0.99	1.21	1.12	1.05	1.20	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	
1982	57	1.03	0.93	0.97	0.91	0.83	0.82	0.81	0.80	0.88	0.89	0.89	0.89	0.82	0.88	
1983	56	0.84	0.88	0.83	0.87	0.83	0.83	0.88	0.92	0.87	0.94	0.87	0.87	0.90	0.84	東武百貨店(1983年1月～1984年1月)
1984	58	0.88	1.02	1.05	1.06	1.08	1.00	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.08	1.08	
1985	60	1.14	1.17	1.15	1.14	1.14	1.13	1.26	1.26	1.04	1.04	1.00	0.88	1.08	1.00	西武百貨店(1985年1月～1986年1月)
1986	61	0.98	0.94	0.91	0.91	0.90	0.82	0.83	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.88	アパレル小売業(1986年1月)
1987	62	0.86	0.91	0.93	0.80	0.80	0.80	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.02	1.13	パナソニック(1987年1月～1988年1月)
1988	63	1.31	1.21	1.25	1.44	1.32	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	65	1.53	1.64	1.88	1.78	1.77	1.77	1.78	1.88	1.80	1.83	1.88	1.93	1.77	1.88	
1990	2	1.94	2.05	2.26	2.28	2.06	2.15	2.19	2.17	2.14	2.16	2.21	2.20	2.12	2.18	
1991	3	2.21	2.19	2.28	2.20	2.17	2.23	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.85	2.11	2.00	パナソニック(1991年1月)
1992	4	1.87	1.78	1.70	1.82	1.78	1.53	1.48	1.40	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.28	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.93	0.88	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	富士通(1993年1月～1994年1月)
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.73	0.71	0.72	0.72	0.69	0.68	0.68	0.71	0.70	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.63	0.68	0.68	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.68	0.70	東武百貨店(1995年1月)
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.78	0.81	0.80	0.78	0.78	
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.83	0.81	0.87	0.83	0.83	0.80	0.80	0.79	0.75	0.82	0.79	東武百貨店、西武百貨店(1997年1月)
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.68	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.58	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.50	0.53	0.53	0.53	0.54	0.54	0.53	0.54	東武百貨店、アパレル小売業(1999年1月)
2000	12	0.58	0.58	0.58	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.73	0.75	0.69	0.69	アパレル小売業(1999年1月)
2001	13	0.72	0.70	0.70	0.68	0.68	0.67	0.68	0.63	0.68	0.69	0.62	0.61	0.63	0.58	
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	東武百貨店、アパレル小売業(1999年1月)
2003	15	0.53	0.55	0.54	0.58	0.58	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.70	0.70	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.97	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.89	0.93	0.88	0.88	0.88	0.87	0.88	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.99	
2007	19	0.89	0.89	0.89	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.93	0.98	0.97	
2008	20	0.83	0.81	0.94	0.80	0.80	0.80	0.81	0.88	0.84	0.78	0.73	0.71	0.87	0.78	パナソニック(2008年1月)
2009	21	0.81	0.94	0.69	0.46	0.40	0.40	0.39	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.43	0.43	アパレル小売業(2009年1月)
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.53	0.52	0.52	0.55	0.58	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.63	0.68	東武百貨店、西武百貨店(2011年1月)
2012	24	0.74	0.79	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.78	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.78	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.08	1.07	1.08	1.08	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.19	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.12	1.18	1.18	1.17	1.19	1.17	1.13	1.14	
2016	28	1.20	1.12	1.10	1.21	1.22	1.22	1.28	1.29	1.27	1.22	1.29	1.20	1.24	1.28	西武百貨店(2016年1月)
2017	29	1.33	1.25	1.28	1.42	1.44	1.45	1.47	1.48	1.42	1.51	1.51	1.55	1.45	1.50	
2018	30	1.25	1.25	1.21	1.23	1.21	1.20	1.22	1.21	1.24	1.20	1.21	1.20	1.20	1.22	
2019	31	1.23	1.24	1.21	1.20	1.22	1.21	1.21	1.22	1.20	1.22	1.21	1.20	1.20	1.22	
2020	2	1.59	1.51	1.47	1.41	1.36	1.30	1.27						1.38	1.38	西武百貨店(2020年1月)

【注】季節調整済有効求人倍率は、(1)～(12)の平均値である。なお、有効求人倍率の算出は、有効求人及び有効求職者数に基づき算出されている。

【注】有効求人倍率の算出は、(1)～(12)の平均値である。なお、有効求人倍率の算出は、有効求人及び有効求職者数に基づき算出されている。

令和2年7月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
全国	1.08	-0.03
北海道	0.97	0.01
青森	0.92	0.01
岩手	1.00	-0.01
宮城	1.17	-0.04
秋田	1.25	0.01
山形	1.04	-0.02
福島	1.19	-0.03
茨城	1.27	-0.03
栃木	0.97	-0.03
群馬	1.10	-0.07
埼玉	0.93	-0.05
千葉	0.88	-0.05
東京	1.29	-0.06
神奈川	0.79	-0.06
新潟	1.20	0.02
富山	1.17	-0.04
石川	1.15	-0.04
福井	1.48	-0.05
山梨	0.93	-0.04
長野	0.99	-0.04
岐阜	1.24	-0.03
静岡	0.90	-0.06
愛知	1.07	-0.07
三重	1.04	-0.04
滋賀	0.81	-0.02
京都	1.04	-0.09
大阪	1.17	-0.06
兵庫	0.98	-0.03
奈良	1.11	-0.05
和歌山	1.00	0.00
鳥取	1.26	0.06
島根	1.44	0.07
岡山	1.44	-0.06
広島	1.35	-0.08
山口	1.22	0.01
徳島	1.12	0.02
香川	1.30	0.05
愛媛	1.30	-0.01
高知	0.93	0.01
福岡	1.08	-0.03
佐賀	1.03	0.02
長崎	0.93	0.00
熊本	1.13	0.00
大分	1.10	-0.03
宮崎	1.10	0.00
鹿児島	1.07	-0.01
沖縄	0.67	-0.01

順位	都道府県	有効求人倍率
1	福井	1.48
2	島根	1.44
	岡山	1.44
4	広島	1.35
5	香川	1.30
	愛媛	1.30
7	東京	1.29
8	茨城	1.27
9	鳥取	1.26
10	秋田	1.25
11	岐阜	1.24
12	山口	1.22
13	新潟	1.20
14	福島	1.19
15	宮城	1.17
	富山	1.17
	大阪	1.17
18	石川	1.15
19	熊本	1.13
20	徳島	1.12
21	奈良	1.11
22	群馬	1.10
	大分	1.10
24	宮崎	1.10
25	福岡	1.08
26	愛知	1.07
	鹿児島	1.07
28	山形	1.04
	三重	1.04
	京都	1.04
31	佐賀	1.03
32	岩手	1.00
	和歌山	1.00
34	長野	0.99
35	兵庫	0.98
36	北海道	0.97
	栃木	0.97
	埼玉	0.93
38	山梨	0.93
	高知	0.93
	長崎	0.93
42	青森	0.92
43	静岡	0.90
44	千葉	0.88
45	滋賀	0.81
46	神奈川	0.79
47	沖縄	0.67

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.97	0.01
東北	1.10	-0.02
南関東	1.04	-0.06
北関東・甲信	1.07	-0.04
北陸	1.22	-0.02
東海	1.04	-0.07
近畿	1.07	-0.05
中国	1.35	-0.03
四国	1.19	0.02
九州	1.02	-0.02

全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産出荷指数		倒産件数		消費者物価指数		毎月労働統計調査				区分
	名目 (10億円)	前年比 (%)	前年比 (%)		前年比 (%)		件数 (件)	前年比 (%)	新年度比 (%)	現金給与総額		きまつて支給する給与額		資料出所	
			平成27年=100	前年比	平成27年=100	前年比				実数	前年比 (%)	実数	前年比 (%)		
27年	532,780.0	2.8	100.0	△ 1.4	8,812	△ 9.4	1.20	100.0	0.8	315,856	100.0	260,577	100.0	27年	
28年	536,850.8	0.8	100.0	△ 0.3	8,446	△ 4.2	1.36	99.9	△ 0.1	317,802	99.9	261,163	100.2	28年	
29年	547,548.0	2.0	103.1	2.5	8,405	△ 0.5	1.50	102.2	0.5	318,453	100.4	262,407	100.7	29年	
30年	548,122.7	0.1	104.2	0.8	8,239	△ 2.0	1.61	103.0	0.9	323,547	101.3	264,570	101.6	30年	
元年	552,071.5	0.7	101.1	△ 3.1	8,384	1.8	1.60	101.8	0.5	322,612	102.2	264,216	101.4	元年	
30年1月	130,159.6	1.2	101.4	0.5	635	5.0	1.59	101.3	1.2	273,974	80.6	261,140	100.2	30年1月	
2月			104.0	2.4	617	△ 10.3	1.59	101.3	1.5	265,458	84.5	261,492	100.4	2月	
3月			103.1	3.6	789	0.4	1.59	101.0	1.1	285,150	90.4	264,889	101.7	3月	
4月			104.5	0.4	650	△ 4.4	1.60	100.9	0.6	277,657	80.0	267,501	102.7	4月	
5月	130,979.2	1.1	104.8	2.5	767	△ 4.4	1.60	101.0	0.7	276,519	87.6	264,087	101.3	5月	
6月			103.7	0.4	680	△ 2.3	1.61	100.9	0.7	450,147	142.7	265,922	102.1	6月	
7月			103.8	1.3	702	△ 1.7	1.62	101.0	0.9	378,144	119.9	265,182	101.8	7月	
8月	132,105.0	△ 0.6	103.6	△ 0.4	694	8.6	1.63	101.6	1.3	276,949	87.8	263,714	101.2	8月	
9月			103.5	0.5	621	△ 8.5	1.63	101.7	1.2	270,999	85.6	263,681	101.2	9月	
10月			105.6	2.3	730	△ 0.4	1.63	102.0	1.4	272,218	86.3	265,714	102.0	10月	
11月	141,517.9	△ 1.0	104.0	0.4	718	8.1	1.63	101.8	0.8	285,187	90.4	266,324	102.2	11月	
12月			104.7	△ 1.1	672	△ 10.6	1.62	101.5	0.3	565,789	179.3	265,166	101.8	12月	
31年1月			102.3	0.9	666	4.9	1.63	101.5	0.2	272,135	86.3	269,483	99.6	31年1月	
2月	137,400.6	0.9	103.3	△ 0.7	589	△ 4.5	1.63	101.5	0.2	266,706	83.9	262,310	100.2	2月	
3月			102.8	△ 2.3	662	△ 16.1	1.62	101.5	0.5	261,418	89.2	263,059	101.0	3月	
4月			102.7	△ 1.8	645	△ 0.8	1.63	101.6	0.9	276,557	87.7	268,938	102.4	4月	
元年5月	137,782.7	1.3	104.2	△ 0.6	695	△ 9.4	1.62	101.8	0.7	275,186	87.2	262,824	100.9	元年5月	
6月			101.9	△ 2.2	734	8.4	1.61	101.6	0.7	451,992	143.2	265,422	101.9	6月	
7月			102.2	△ 1.6	802	14.2	1.59	101.6	0.5	374,621	116.7	265,373	101.8	7月	
8月	136,289.5	2.3	100.5	△ 3.1	678	△ 2.3	1.59	101.8	0.3	276,009	87.7	264,098	101.4	8月	
9月			102.4	△ 1.1	702	△ 0.3	1.58	101.9	0.2	271,945	88.2	264,400	101.5	9月	
10月	142,210.6	0.5	98.3	△ 7.3	700	6.8	1.58	102.2	0.2	272,285	86.3	266,334	102.2	10月	
11月			97.7	△ 6.9	727	1.3	1.67	102.2	0.5	285,414	90.6	265,863	102.0	11月	
12月			97.9	△ 6.8	704	13.2	1.57	102.2	0.8	564,886	170.0	265,508	101.9	12月	
2年1月			99.8	△ 2.5	773	16.1	1.48	102.2	0.7	276,260	87.2	261,411	100.3	2年1月	
2月	135,776.6	△ 1.2	99.5	△ 3.8	651	10.7	1.45	102	0.4	266,706	84.5	262,318	100.7	2月	
3月			95.8	△ 7.0	740	11.6	1.39	101.9	0.4	261,632	89.3	263,176	101.0	3月	
4月			86.4	△ 16.3	743	△ 17.7	1.32	101.9	0.1	274,825	87.1	264,383	101.5	4月	
5月			78.7	△ 25.6	314	△ 54.8	1.20	101.8	0.1	268,780	85.2	257,740	88.0	5月	
6月			80.6	△ 20.7	780	△ 18.7	1.11	101.7	0.1					6月	
内閣府(経済社会総合研究所)			経済産業省		東京商工リサーチ		厚生労働省 職業安定局		総務省統計局		厚生労働省政策統括官				資料出所
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)		経済産業省		東京商工リサーチ		厚生労働省 職業安定局		総務省統計局		厚生労働省政策統括官				資料出所
	国内総生産(27年12月現在)		鉱工業生産指数(27年12月現在)		倒産件数(27年12月現在)		消費者物価指数(27年12月現在)		毎月労働統計調査(27年12月現在)				資料出所		
	国内総生産(27年12月現在)		鉱工業生産指数(27年12月現在)		倒産件数(27年12月現在)		消費者物価指数(27年12月現在)		毎月労働統計調査(27年12月現在)				資料出所		

令和2年8月14日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 川口 秀人

室長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

報道関係者 各位

令和2年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します
～賃上げ率は2.00%で昨年と比較して0.18ポイントの減～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和2年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業321社。

【集計結果】

平均妥結額は6,286円で、前年（6,790円）に比べ504円の減。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は2.00%で、前年（2.18%）に比べ0.18ポイントの減。

(第1表・第2表)

第1表 令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現行 ベース	要求額	妥結額	賃上 げ率	(参考) 令和元年		
							社数	妥結額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
1 建 設	24	35.9	326,412	9,515	7,206	2.21%	27	7,276	2.27%
2 食料品・たばこ	26	38.2	316,366	8,735	6,162	1.95%	30	6,535	2.06%
3 織 績	11	39.5	307,295	9,413	7,030	2.30%	11	7,460	2.44%
4 紙・パルプ	4	42.2	305,274	4,261	5,226	1.71%	5	5,506	1.84%
5 化 学	32	38.8	346,317	9,629	7,482	2.16%	36	7,926	2.37%
6 ゴム製品	6	38.7	301,877	5,332	5,316	1.76%	8	5,585	1.91%
7 薬 業	5	35.6	302,185	7,601	5,905	1.95%	6	6,254	2.10%
8 鉄 鋼	15	35.3	296,438	6,223	3,816	1.29%	15	5,256	1.78%
9 非鉄金属	8	40.0	303,921	6,024	5,389	1.77%	10	5,667	1.85%
10 機 械	20	38.7	310,623	8,621	6,870	2.21%	24	8,003	2.61%
11 電気機器	10	40.3	324,755	8,595	6,620	2.04%	10	6,819	2.09%
12 造 船	8	37.1	324,922	8,923	6,877	2.12%	8	7,926	2.47%
13 精密機器	5	39.4	334,857	10,172	7,068	2.11%	6	6,719	2.09%
14 自 動 車	30	38.3	330,848	9,115	7,302	2.21%	31	7,385	2.28%
15 その他製造	7	39.6	301,457	10,008	6,431	2.13%	8	6,343	2.11%
16 電力・ガス	8	39.4	334,403	7,407	4,767	1.43%	13	4,943	1.61%
17 運 輸	6	42.1	288,257	10,897	4,337	1.50%	7	7,592	2.55%
18 卸・小売	73	39.7	300,001	9,120	6,348	2.12%	65	6,175	2.05%
19 金融・保険	5	38.9	306,742	8,702	7,638	2.49%	4	6,404	2.00%
20 サービス	18	38.4	292,340	8,619	5,967	2.04%	17	7,292	2.47%
平 均	321	38.9	315,051	8,840	6,266	2.00%	341	6,796	2.18%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業321社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた304社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。

2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。

第2表 民間主要企業における春季買上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	買上げ率 (%)	分散係数	年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	買上げ率 (%)	分散係数
昭和					6	291,694	9,118	3.13	0.12
40	29,635	3,150	10.6	0.16	7	296,006	8,376	2.83	0.10
41	32,095	3,403	10.6	0.12	8	305,066	8,712	2.86	0.10
42	35,037	4,371	12.5	0.07	9	308,106	8,927	2.90	0.11
43	38,800	5,296	13.6	0.07	10	312,914	8,323	2.66	0.12
44	43,339	6,865	15.8	0.07	11	316,745	7,005	2.21	0.15
45	49,503	9,166	18.5	0.06	12	315,347	6,499	2.06	0.14
46	57,459	9,727	16.9	0.07	13	315,359	6,328	2.01	0.15
47	66,243	10,138	15.3	0.08	14	316,399	5,265	1.66	0.15
48	75,446	15,159	20.1	0.05	15	321,308	5,233	1.63	0.16
49	86,209	28,981	32.9	0.07	16	319,788	5,348	1.67	0.18
50	116,783	15,279	13.1	0.16	17	316,940	5,422	1.71	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10	18	316,723	5,661	1.79	0.18
52	143,109	12,536	8.8	0.07	19	314,910	5,890	1.87	0.14
53	166,615	9,218	5.9	0.20	20	308,948	6,149	1.99	0.13
54	166,026	9,959	6.0	0.10	21	307,991	5,630	1.83	0.16
55	173,320	11,679	6.74	0.06	22	303,151	5,515	1.82	0.17
56	182,690	14,037	7.68	0.06	23	303,453	5,555	1.83	0.17
57	194,154	13,613	7.01	0.06	24	303,238	5,400	1.78	0.18
58	203,655	8,964	4.40	0.15	25	304,330	5,478	1.80	0.17
59	209,617	9,354	4.46	0.12	26	306,469	6,711	2.19	0.18
60	215,998	10,871	5.03	0.09	27	309,431	7,367	2.38	0.22
61	222,869	10,146	4.55	0.14	28	310,671	6,639	2.14	0.20
62	232,118	8,275	3.56	0.18	29	311,022	6,570	2.11	0.19
63	238,409	10,573	4.43	0.12	30	311,183	7,033	2.26	0.20
平成					令和				
元	246,549	12,747	5.17	0.11	元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	252,752	15,026	5.94	0.08	2	315,051	6,286	2.00	0.20
3	264,082	14,911	5.65	0.08					
4	276,275	13,662	4.95	0.11					
5	284,444	11,077	3.89	0.12					

(注)

1. 平成16年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)

平成16年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

2. 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

第3表 令和2年春季賃上げ交渉における要求提出時期別企業数

要 求 提出時期		令和2年				令和元年(参考)			
		要求提出企業数		累 計		要求提出企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
2 月	上旬以前	31	10.1%	31	10.1%	24	7.9%	24	7.9%
	中 旬	140	45.6%	171	55.9%	130	42.6%	154	50.5%
	下 旬	86	28.1%	257	84.0%	93	30.5%	247	81.0%
3 月	上 旬	20	6.5%	277	90.6%	26	8.5%	273	89.5%
	中 旬	13	4.2%	290	94.8%	12	3.9%	285	93.4%
	下 旬	7	2.3%	297	97.1%	9	3.0%	294	96.4%
4 月	上 旬	3	1.0%	300	98.0%	3	1.0%	297	97.4%
	中 旬	2	0.7%	302	98.7%	4	1.3%	301	98.7%
	下 旬	2	0.7%	304	99.3%	2	0.7%	303	99.3%
5 月	上 旬	0	0.0%	304	99.3%	1	0.3%	304	99.7%
	中旬以降	2	0.7%	306	100.0%	1	0.3%	305	100.0%
計		306	100.0%	306	100.0%	305	100.0%	305	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和2年の集計対象企業321社のうち、15社は要求提出時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

第4表 令和2年春季買上げ交渉における妥結時期別企業数

妥結時期		令和2年				令和元年			
		妥結企業数		累 計		妥結企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
3 月	上旬以前	14	4.5%	14	4.5%	6	1.9%	6	1.9%
	中 旬	184	59.4%	198	63.9%	189	59.6%	195	61.5%
	下 旬	33	10.6%	231	74.5%	54	17.0%	249	78.5%
4 月	上 旬	29	9.4%	260	83.9%	27	8.5%	276	87.1%
	中 旬	4	1.3%	264	85.2%	12	3.8%	288	90.9%
	下 旬	11	3.5%	275	88.7%	10	3.2%	298	94.0%
5 月	上 旬	1	0.3%	276	89.0%	1	0.3%	299	94.3%
	中 旬	13	4.2%	289	93.2%	2	0.6%	301	95.0%
	下 旬	20	6.5%	309	99.7%	9	2.8%	310	97.8%
6 月	上 旬	0	0.0%	309	99.7%	7	2.2%	317	100.0%
	中旬以降	1	0.3%	310	100.0%	0	0.0%	317	100.0%
計		310	100.0%	310	100.0%	317	100.0%	317	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和2年の集計対象企業321社のうち、11社は妥結時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

各種商品小売業 最低賃金

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
千葉	A				—		
京都	B	910			R1. 12. 22		
静岡	B	886			R1. 12. 21		
広島	B	878			R1. 12. 31		
栃木	B	871			R1. 12. 31		
茨城	B	871			R1. 12. 31		
滋賀	B				—		
長野	B	855			R1. 12. 31		
岡山	C	880			R1. 12. 25		
新潟	C	842			R1. 12. 31		
青森	D	821			R1. 12. 21		
愛媛	D	806			R1. 12. 25		
沖縄	D				—		
鳥取	D				—		
大分	D				—		
宮崎	D				—		

百貨店、総合スーパー 最低賃金

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
千葉	A				—		
埼玉	A				—		
滋賀	B				—		
京都	B				—		
富山	B	860			R1. 12. 5		
福岡	C	889			R1. 12. 10		
石川	C	860			R1. 12. 31		
福井	C				—		
和歌山	C	850			R1. 12. 30		
山口	C	852			R1. 12. 15		
岩手	D				—		
熊本	D	792			R1. 12. 15		
鹿児島	D				—		

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

茨城県 最低賃金



851 円

令和2年
10月1日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



WEBで確認

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitochingin.jp/>



最低賃金に関するお問い合わせは
茨城県労働局または最寄りの労働基準監督署へ

茨城県労働局ホームページアドレス
<http://jpuh.rdlw.go.jp/baraki-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※1)

1 時間給の場合

$$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(臨時手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後7時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、退職手当および賞与など

(※2) 詳細な計算方法や、多発給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、PCで
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

業務改善助成金

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

リサイクル選性

リサイクル選性